

【 附属資料 】

1 監視委員会の組織・事務概要

1 - 1 組織及び事務概要

(1) 監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という）案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、6月5日に法律第73号として公布、7月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁）・金融再生委員会への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、同年12月15日、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。金融再生委員会は、国務大臣である委員長及び委員4人で組織されている。

その後、平成12年7月1日、金融監督庁に大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管されている。

なお、平成13年1月6日には、金融再生委員会が廃止され、金融庁は内閣府の外局として設置されることとなっている。

(3) 事務概要

監視のための3つの事務

監視委員会が行う監視事務は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の3つに分かれる。

イ 検査

証取法、外証法又は金先法によって金融再生委員会及び金融庁長官から委任された検査権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者

等に対して臨店等により検査を行う。

ロ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって金融再生委員会及び金融庁長官から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ハ 犯則事件の調査

証取法、外証法又は金先法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限が与えられている。

イ 勧告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について、金融再生委員会及び金融庁長官に勧告することが

できる。

監視委員会が行う勧告については、金融再生委員会及び金融庁長官は、これを尊重しなければならない。

監視委員会は、金融再生委員会及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ 建議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣に建議することができる。

告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

金融庁長官の行う金融機関等の検査に関する提言等

監視委員会は、金融庁長官の行う金融機関等の検査に関し、中立的かつ第三者的な立場から、

イ 毎年の検査の実施方針その他の基本的事項に関する提言

ロ 四半期ごとの検査の実施状況に係る報告の徴取

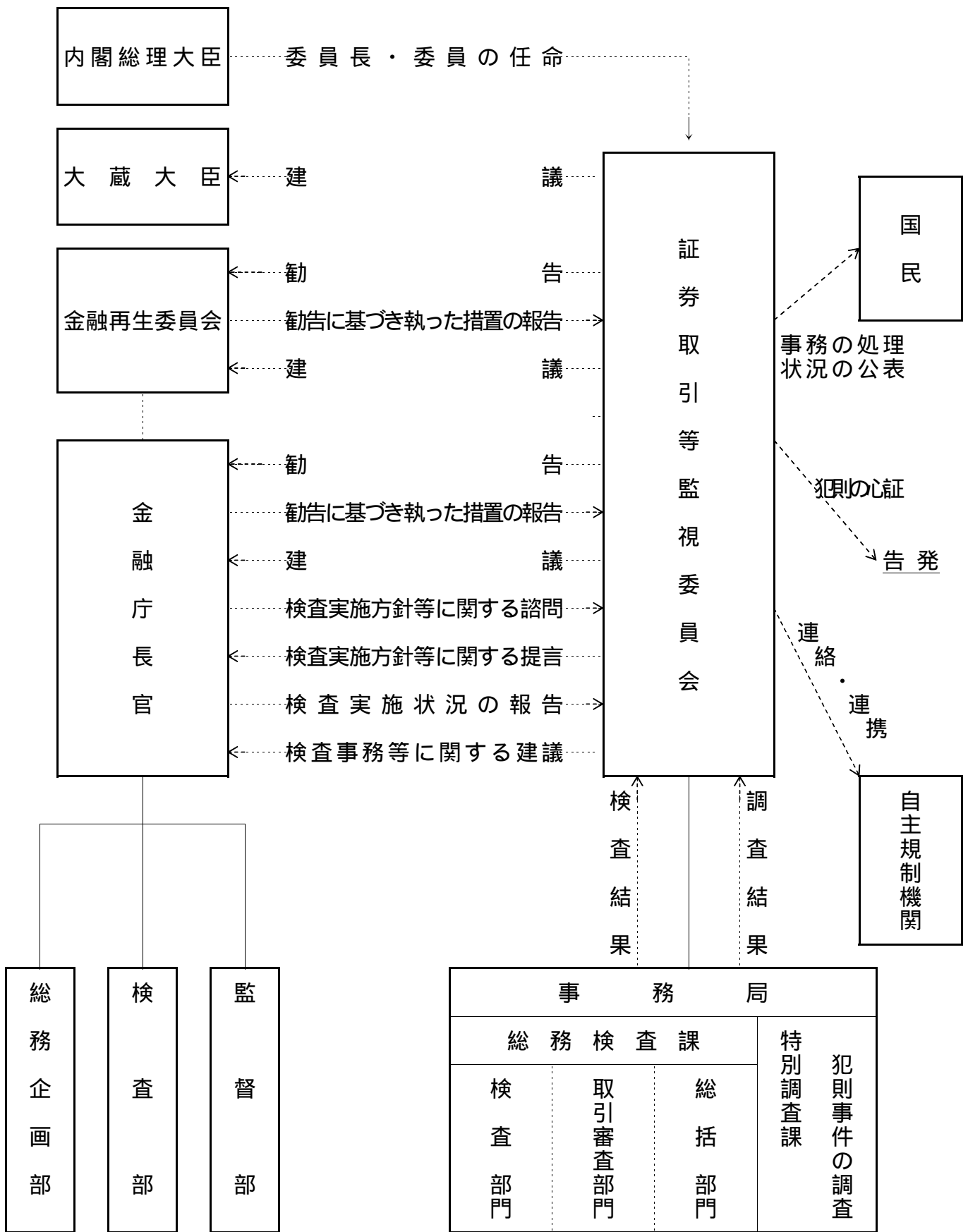
ハ 検査事務の運営その他の施策に係る建議

を行う。

事務の処理状況の公表

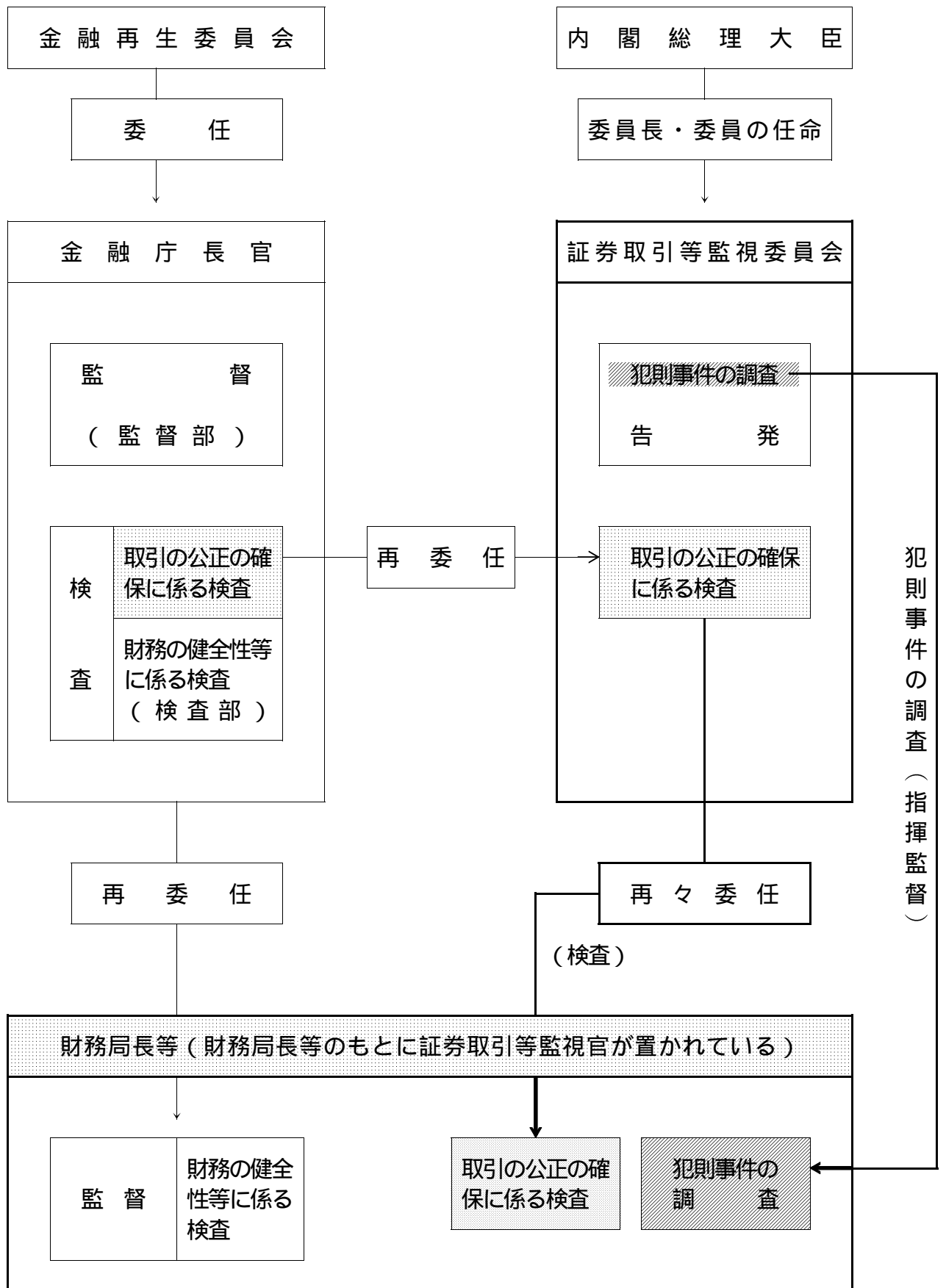
監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図



(注) 勸告については金融再生委員会及び金融庁長官に対して、建議については金融再生委員会及び金融庁長官又は大蔵大臣に対して行うことができる(設置法第31条、第32条)。

1 - 3 内閣総理大臣、金融再生委員会、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

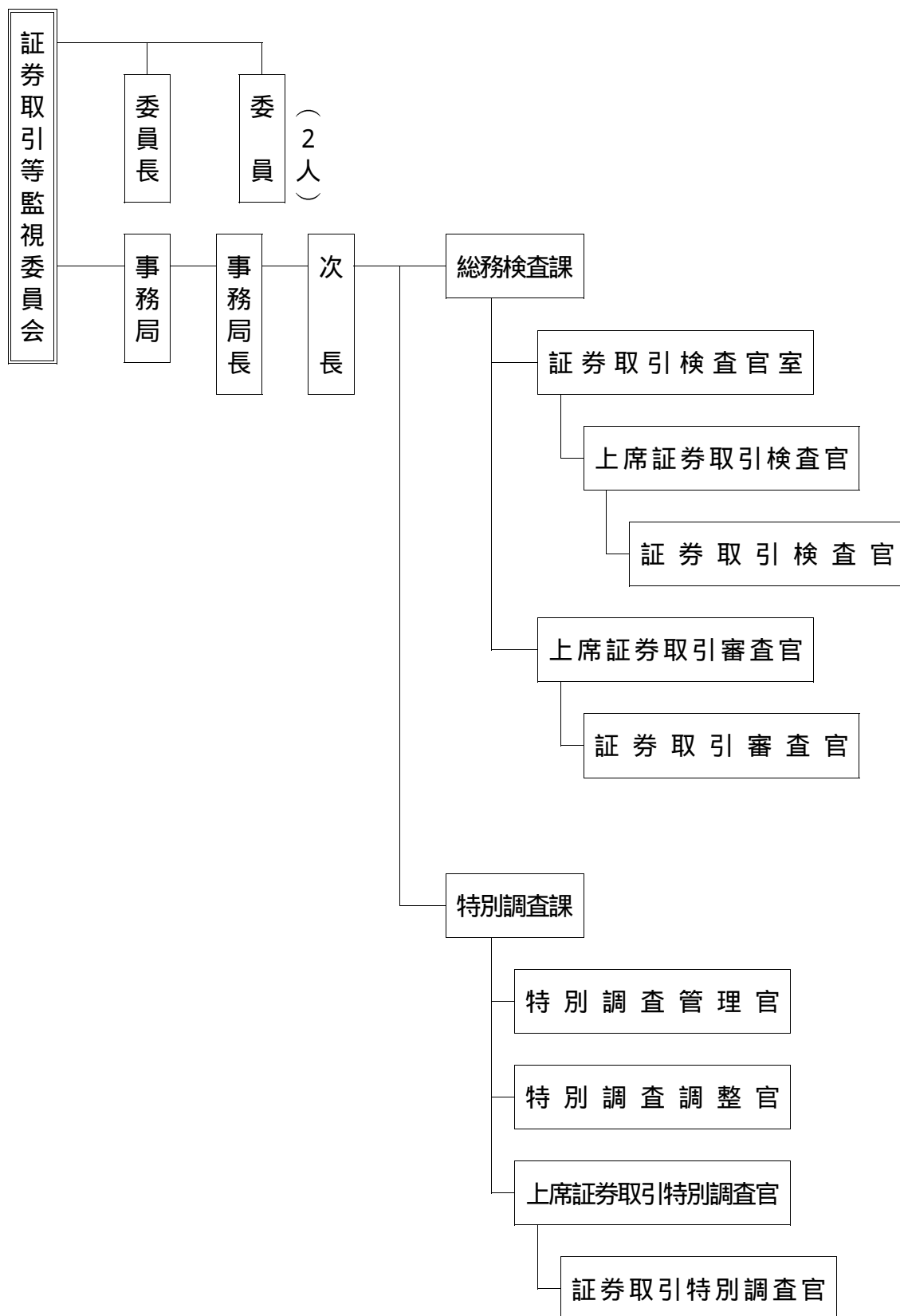


(注) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。

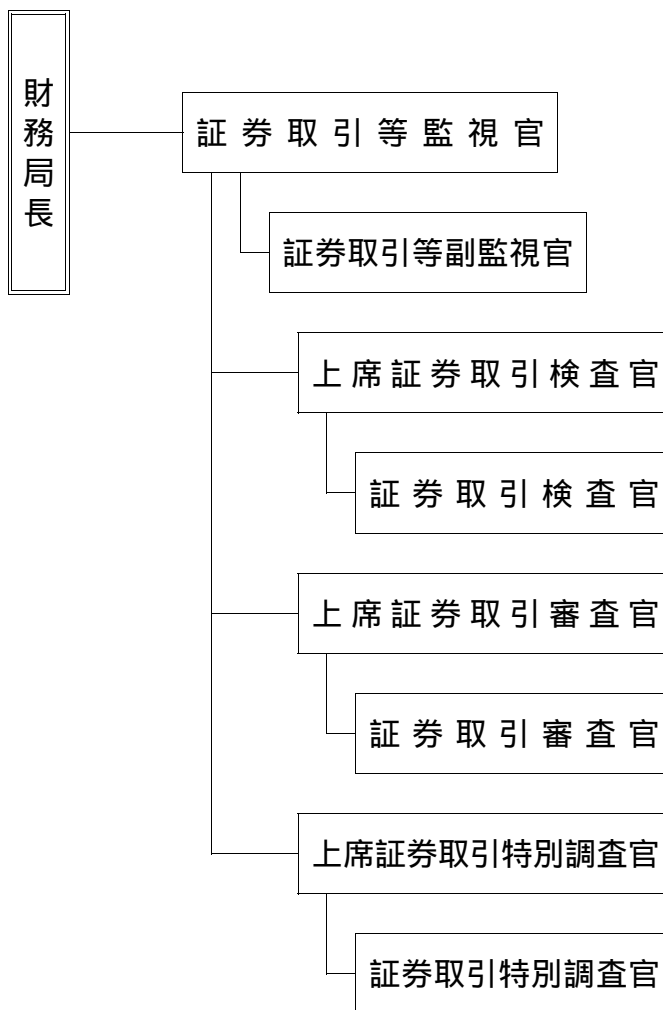
- ・任意調査権限 (証取法第 210条、外証法第53条、金先法第 106条)
- ・強制調査権限 (証取法第 211条、外証法第53条、金先法第 107条)

1 - 4 機構図

1 監視委員会の機構図



2 財務局の機構図（関東財務局）



1 - 5 組織・事務に係る法令の概要

1 監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融再生委員会の所掌事務及び権限
第18条	金融庁の所掌事務
第23条	監視委員会の設置及び所掌事務
第24条	委員長及び委員の職権の行使
第25条	委員会の組織
第26条	委員長及び委員の任命
第27条	委員長及び委員の任期
第28条	(第9条の準用規定) 委員長及び委員の身分保障 (第10条の準用規定) 委員長及び委員の罷免 (第11条の準用規定) 委員長及び委員の服務等
第29条	会議
第30条	事務局
第31条	勧告
第32条	建議
第33条	金融庁長官が行う検査についての報告の義務等
第34条	事務の処理状況の公表

2 検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

(1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を金融再生委員会及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の委任規定は、以下のとおりである。

委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
証券法第 194条の 6 第 2 項第 1 号	証券会社、これと取引をする者、当該証券会社の子会社、当該証券会社を子会社とする持株会社等
証券法第 194条の 6 第 2 項第 2 号	登録金融機関、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社
証券法第 194条の 6 第 2 項第 3 号	証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
証券法第 194条の 6 第 2 項第 4 号	証券取引所、上場有価証券の発行者
外証法第42条第 2 項	外国証券会社、その支店と取引をする者、特定法人等
金先法第92条第 2 項 第 1 号	金融先物取引所及びその会員
金先法第92条第 2 項 第 2 号	金融先物取引業者
金先法第92条第 2 項 第 3 号	金融先物取引業協会

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証券会社

証券法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項により金融再生委員会及び金融庁長官から委任され

た証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第1項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条の2第1項	認可の条件
第32条第1項・第2項	取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の2	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験、財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	その他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第61条第1項	非協会員又は取引所非会員のルール遵守状況監督義務
第129条	呑行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止

第163条、第164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ロ 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第2項により金融庁長官から委任された外国証券会社国内支店、その支店と取引を行う者及び特定金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

ハ 登録金融機関

証取法第194条の6第2項により金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第65条の2第4項 で準用する第29条 の2第1項 第65条の2第5項 で準用する 第37条 第38条 第39条	認可の条件 取引所有価証券市場外での取引の禁止 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 向い呑みの禁止

第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第65条の2第5項 で準用する	
第43条	顧客の知識、経験、財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第61条第1項	非協会員又は取引所非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の2第6項 で準用する	
第42条の2	損失保証・損失補てん等の禁止
第129条	呑行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条、第164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

二 証券業協会及び証券取引所

証取法第194条の6第2項により金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に

対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第3項に、証券取引所については同条第4項に規定されている。

具体的には、証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールの違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証 取 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第32条第1項・第2項	取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の2	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験、財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	その他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限

第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条、第164条	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ホ 金融先物取引所会員

金先法第92条第2項第1号により金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融再生委員会規則第27条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第45条	過大な件数の取引等の制限
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

ヘ 金融先物取引業者

金先法第92条第2項第2号により金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融再生委員会規則第27条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

ト 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第2項第1号及び第3号により金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金融再生委員会規則第27条第1項に、金融先物取引業協会については同条第4項に規定されている。

具体的には、金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールの違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金 先 法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦等行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務

第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	吞行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、金融再生委員会及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限

犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第5条、第24条等	発 行 者	有価証券届出書、報告書等の提出義務等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の2	証券会社等	認可の条件
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の2	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何 人 も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等
第158条	何 人 も	相場変動目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何 人 も	相場操縦等行為の禁止
第161条第1項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等 関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何 人 も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何 人 も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何 人 も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止

第171条	有価証券の 不特定多数者 向け勧誘等を する者等	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止
-------	-----------------------------------	--------------------------------

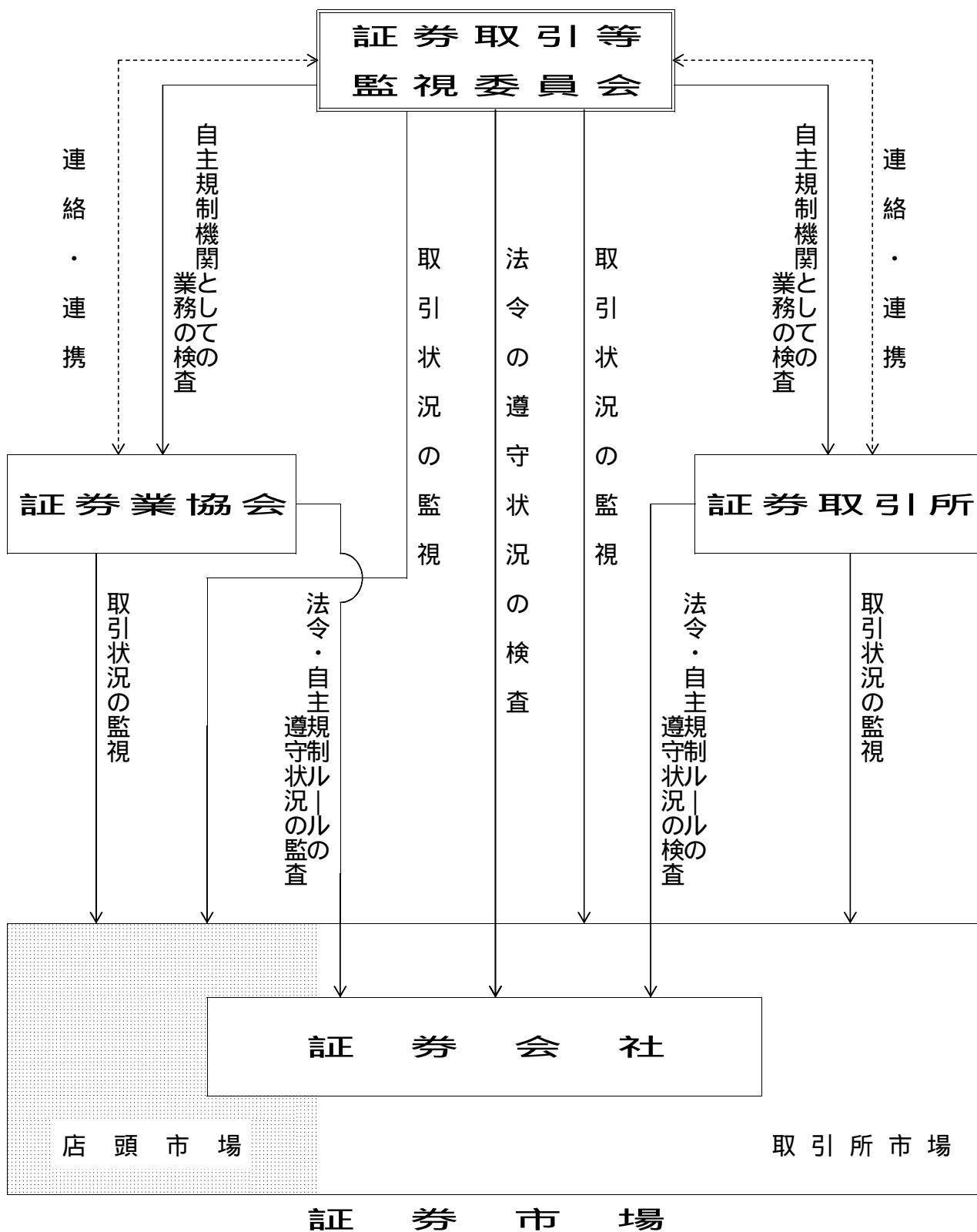
〔外証法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第7条第3項	証券会社	認可の条件
第14条	証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	証券会社	取引報告書の交付義務
	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第44条	何 人 も	相場操縦等行為の禁止
第45条	取引所会員	過大な件数の取引等の制限
第57条第1項	金先業者	許可の条件
第68条	金先業者	広告の規制
第69条	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	金先業者	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金先業者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金先業者	吞行為の禁止
第91条の2	何 人 も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	何 人 も	虚偽の相場の公示の禁止

1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図



(注) 金融先物取引についても同様である。

2 監視委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

1. 告発件数一覧表

(単位：件)

区 分	4～7事務年度	8事務年度	9事務年度	10事務年度	11事務年度
告発件数	6	5	7	6	7

2. 告発事件の概要一覧表

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
1	5. 5.21	証取法第 125条 第 1 項、第 2 項 等 (相場操縦)	日本ユニシス株式の価格を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上り買付け等。 (行為者) 不動産会社社長 金融業者役員	6.10. 3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 金融業者役員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年)
2	6. 5.17	証取法第 197条第 1 号の 2 同法第 207条第 1 項等 (有価証券報告書 虚偽記載)	(株)アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) 当該会社社長、役員	公判係属中 (東京地裁)
3	6.10.14	証取法第 166条第 1 項、第 3 項 同法第 200条第 6 号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生 (重要事実) を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者) 会社社職員 取引先職員 医師 (第一次情報受領者)	6.12.20 (大阪簡裁) 会社社職員・取引先職員 24 名 罰金 20～50 万円 (略式命令) 8. 5.24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9.10.24 (大阪高裁) 原判決破棄・大阪地裁へ差戻し

				11. 2.16 (最高裁) 原判決破棄・大阪高裁へ差戻し 公判係属中(大阪高裁)
4	7. 2.10	証取法第 166条第 1 項 同法第 207条第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者)取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7. 3.24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同役職員 2名 罰金20~50万円 取引先、同職員 罰金30万円 (略式命令)
5	7. 6.23	証取法第 158条 同法第 197条第 9 号 (風説の流布)	テーエステー(株)の社長は、同社株式の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。	8. 3.22 (東京地裁) 当該会社社長 懲役1年4月(執行猶予3年)
6	7.12.22	証取法第50条の3 第1項 同法第 207条第 1 項等 (損失補填)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填及び利益の追加。 (行為者)千代田証券社長, 役職員	8. 2.19 (東京簡裁) 証券会社社長、役職員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年)
7	8. 8. 2	証取法第 166条第 1 項、第 2 項 同法第 200条第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、知人名義等で同社株式を買付け。 (行為者)割当先監査役(弁護士)	9. 7.28 (東京地裁) 割当先監査役 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2600万円 10. 9.21 (東京高裁) 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11. 6.10 (最高裁) 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12. 3.24 (東京高裁) 控訴を棄却
8	9. 1.17	証取法第 158条 同法第 197条第 9 号	投資顧問業者である雑誌監修人は、特定の株式の価格を騰貴させ自ら売り抜	9. 1.30 (東京簡裁) 罰金50万円(略式命令)

		号 (風説の流布)	けるため、「ギャンぶる大帝」の袋と じ株式欄に虚偽の事実を記載。	
9	9.4.8	証取法第166条第 1項 同法第207条第1 項等 (内部者取引)	鈴丹(株)の子会社の破綻に伴う損失等の 発生(重要事実)を知り、同社株式を 売り抜け。 (行為者)当該会社会長、役員等	9.5.1(名古屋簡裁) 当該会社役員等(1社4名) 罰金50万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 当該会社会長 懲役6月(執行猶予3年)
10	9.4.25	証取法第166条第 3項 同法第200条第6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実)を知り、知人名義等で同 社株式を買付け。 (行為者)割当先社長等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長等(1名3社) 罰金30万円(略式命令)
11	9.5.13	証取法第50条の3 第1項、 同法第207条第1 項等 (損失補填)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定 から顧客勘定への付け替え等により 損失補填。顧客は、損失補填を要求。 (行為者)野村証券社長、役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9300万円 (注)山一、日興、大和証券関連 と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3 第1項、第2項 同法第207条第1 項等 (損失補填)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘 定から顧客勘定への付け替えにより損 失補填及び利益の追加。顧客は、損失 補填を要求。 (行為者)山一証券社長、副社長、 役員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁)

				<p>同社職員</p> <p>懲役10月（執行猶予2年）</p> <p>同社役職員2名</p> <p>懲役8月（執行猶予2年）</p> <p>11.6.24（東京地裁）</p> <p>同社役員</p> <p>懲役10月（執行猶予3年）</p> <p>12.3.28（東京地裁）</p> <p>同社社長</p> <p>懲役2年6月</p> <p>社長、公判係属中（東京高裁）</p>
1 3	9.10.21	<p>証取法第50条の3 第1項</p> <p>同法第207条第1 項等</p> <p>（損失補填）</p>	<p>日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填。顧客は、損失補填を要求。</p> <p>（行為者）日興証券副社長、役職員</p> <p>顧客</p>	<p>10.9.21（東京地裁）</p> <p>証券会社 罰金1000万円</p> <p>同社副社長、職員</p> <p>懲役10月（執行猶予3年）</p> <p>同社役員2名</p> <p>懲役1年（執行猶予3年）</p>
1 4	9.10.23	<p>証取法第50条の3 第1項</p> <p>同法第207条第1 項等</p> <p>（損失補填）</p>	<p>山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填。</p> <p>（行為者）山一証券社長、副社長、 役職員</p>	<p>10.7.17（東京地裁）</p> <p>証券会社 罰金8000万円</p> <p>同社役員</p> <p>懲役10月（執行猶予2年）</p> <p>10.9.30（東京地裁）</p> <p>同社副社長</p> <p>懲役1年（執行猶予3年）</p> <p>10.11.6（東京地裁）</p> <p>同社役職員2名</p> <p>懲役8月（執行猶予2年）</p> <p>11.1.29（東京地裁）</p> <p>同社役員</p> <p>懲役10月（執行猶予3年）</p> <p>11.6.24（東京地裁）</p> <p>同社役員</p> <p>懲役10月（執行猶予3年）</p> <p>12.3.28（東京地裁）</p>

				<p>同社社長</p> <p>懲役 2 年 6 月</p> <p>社長、公判係属中（東京高裁）</p>
1 5	9.10.28	<p>証取法第50条の3 第1項, 第2項 同法第 207条第1 項等 (損失補填)</p>	<p>大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填。顧客は、損失補填を要求。</p> <p>(行為者) 大和証券副社長, 役職員 顧客</p>	<p>10.10.15 (東京地裁)</p> <p>証券会社 罰金4000万円</p> <p>同社副社長</p> <p>懲役 1 年 (執行猶予 3 年)</p> <p>同社職員 2 名</p> <p>懲役 10 月 (執行猶予 3 年)</p> <p>同社役職員</p> <p>懲役 8 月 (執行猶予 3 年)</p>
1 6	10. 3. 9	<p>証取法第50条の3 第1項 同法第 207条第1 項等 (損失補填)</p>	<p>日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。</p> <p>(行為者) 日興証券副社長、役員</p>	<p>10. 9.21 (東京地裁)</p> <p>証券会社 罰金1000万円</p> <p>同社副社長, 役員</p> <p>懲役 1 年 (執行猶予 3 年)</p>
1 7	10. 3.20	<p>証取法第 197条 第1号 同法第 207条第1 項第1号等 (有価証券報告書 の虚偽記載)</p>	<p>山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。</p> <p>(行為者) 山一証券会長、社長</p>	<p>12. 3.28 (東京地裁)</p> <p>証券会社会長</p> <p>懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年)</p> <p>同社社長</p> <p>懲役 2 年 6 月</p> <p>社長、公判係属中（東京高裁）</p>
1 8	10. 5.29	<p>証取法第 167条第 1号、同法施行令 第31条 同法第 200条第6 号 (内部者取引)</p>	<p>ト - ソク株式の親会社の他社 (買収先) への一括株式譲渡の実施 (重要事実) を知り、親族名義口座で同社株式を買い付け。</p> <p>(行為者) 親会社役員</p>	<p>10. 8.26 (横浜簡裁)</p> <p>親会社役員</p> <p>罰金50万円 (略式命令)</p>
1 9	10. 7. 6	<p>証取法第 166条第 3項 同法第 200条第6</p>	<p>大都工業(株)の会社更正手続開始の申立ての決定 (重要事実) を知り, 信用取引等を利用して同社株式を売り付け。</p>	<p>10. 7.17 (東京簡裁)</p> <p>関連会社職員の親族</p> <p>罰金50万円 (略式命令)</p>

		号 (内部者取引)	(行為者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円
2 0	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、仮名口座で同社株式を買い付け。 (行為者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 合併相手先役員、公判係属中 (東京高裁)
2 1	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株式を売り付け。 (行為者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年、罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円
2 2	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、信用取引を利用して同社株式を売り付け。 (行為者) 同業他社社長	11.4.13 (東京地裁) 同業他社社長 懲役10月、罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 同業他社社長 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金200万円
2 3	11.3.4	証取法第159条第	昭和化学工業株式の価格を高騰させ、	11.6.24 (大阪地裁)

		1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上り買付け等。 (行為者) 金融業者役員	金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金 400万円
2 4	11. 6.30	証取法第197条第1号等 (有価証券報告書の虚偽記載)	日本長期信用銀行(株)は、関連親密先企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) 日本長期信用銀行頭取、副頭取	公判係属中(東京地裁)
2 5	11. 8.13	証取法第197条第1号等 (有価証券報告書の虚偽記載)	日本債券信用銀行(株)は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) 日本債券信用銀行会長、頭取、副頭取	公判係属中(東京地裁)
2 6	11.12. 3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号等 (相場操縦)	ヒューネット株式の価格を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (行為者) 会社社長、役員	12. 5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年)
2 7	11.12.27	証取法第198条第4号等 (半期報告書の虚偽記載)	(株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (行為者) ヤクルト本社副社長、クレスパール・インターナショナル・リミテッド会長	公判係属中(東京地裁)

2 8	12. 1.31	証取法第 197条第 1号等 (有価証券報告書の虚偽記載)	(株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者)テスコン社長、役員	公判係属中(横浜地裁)
2 9	12. 3.21	証取法第 158条 同法第 197条第 6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (行為者)クレスパール・インターナショナル・リミテッド役員	12. 3.22(東京簡裁) 役職員 罰金30万円(略式命令)
3 0	12. 3.22	証取法第 158条 同法第 197条第 6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (行為者)クレスパール・インターナショナル・リミテッド会長	公判係属中(東京地裁)
3 1	12. 5.26	証取法第 166条第 3項等 同法第 198条第15号 (内部者取引)	(株)ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者)取引先役員	12. 7.19(東京地裁) 取引先役員 懲役8月(執行猶予3年) 罰金 100万円 追徴金約 449万円

(注) 関係条文は、違反行為時点のもの。

2 - 2 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区 分	7年7月 ～8年6月	8年7月 ～9年6月	9年7月 ～10年6月	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月
証券会社検査	86社	83社	79社	80社	86社
国内証券会社 (監視委員会) (財務局長等)	84社 (9社) (75社)	80社 (12社) (68社)	72社 (7社) (65社)	68社 (6社) (62社)	72社 (6社) (66社)
外国証券会社 (監視委員会) (財務局長等)	2社 (2社) (0社)	3社 (3社) (0社)	7社 (7社) (0社)	12社 (12社) (0社)	14社 (14社) (0社)
支店単独検査	15支店	26支店	31支店	27支店	28支店
登録金融機関 (監視委員会) (財務局長等)	10機関 (0機関) (10機関)	7機関 (0機関) (7機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)
金融先物取引業者 (監視委員会) (財務局長等)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	1機関 (0機関) (1機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)
自主規制機関 (監視委員会) (財務局長等)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	1機関 (1機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)

- (注) 1. 上記の計数は、着手件数である。
 2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。
 3. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	7年7月 ～8年6月	8年7月 ～9年6月	9年7月 ～10年6月	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月
国内証券会社	107	109	111	120	115
外国証券会社	105	81	49	50	108
登録金融機関	14	12	-	-	-
金融先物 取引業者	-	-	20	-	-
自主規制機関	-	-	85	-	-

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

3 検査結果の状況

(単位：社、機関)

区 分	7年7月 ～8年6月	8年7月 ～9年6月	9年7月 ～10年6月	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月
検査終了会社及び機関	109	86	97	78	94
証券会社	99	79	96	76	94
登録金融機関	10	7	1	—	—
金融先物取引業者	—	—	—	1	—
自主規制機関	—	—	—	1	—
問題点が認められた会社及び機関	57	38	74	70	80
市場ルール等関係	42	34	73	63	72
営業姿勢関係	17	10	11	19	28
内部管理体制関係	19	15	48	50	57
その他	—	—	—	1	—

(注) 1. 「検査終了会社及び機関」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう(前検査事務年度着手分を含む)。

2. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。

3. 「問題点が認められた会社及び機関」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。

4. 「市場ルール等関係」「営業姿勢関係」「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。

したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

2 - 3 勧告実施状況一覧表

1 勧告実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月 ~ 6年6月	6年7月 ~ 7年6月	7年7月 ~ 8年6月	8年7月 ~ 9年6月	9年7月 ~ 10年6月	10年7月 ~ 11年6月	11年7月 ~ 12年6月
勧 告 件 数	15	5	10	11	40	36	37
検 査 結 果 に 基 づ く 勧 告	14	5	9	11	36	34	37
監視委員会の行った 検査に基づく勧告	8	0	2	1	7	4	12
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	6	5	7	10	29	30	25
犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告	1	0	1	0	5	2	0

うち1件の勧告は検査結果・犯則事件調査の双方に基づく勧告であり、それぞれに計上しているため、合計は一致しない。

2 勧告事案の概要一覧表

(凡例) 印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。

印は、会社が勧告の対象となったもの。

・印は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄中段の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。

区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。

(平成11年7月~12年6月)

行政処分等の内容は平成13年3月末現在

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	11. 7. 9 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買 <p>岡三証券の株式部市場課員は、ドレスナー証券東京支店市場部員と共同して、平成7年10月26日、特定の銘柄の株式について、自己が売付け、顧客が買付けとなる相対売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで株価を引き上げる目的をもって、午後1時40分から41分までの間、一連の売買を行った(一連番号2の事案と一体の事案)。</p>	外務員に対する処分 職務停止2週間
2	11. 7. 9 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買 <p>ドレスナー・クラインオート ベンソン(アジア)リミテッドの東京支店市場部員は、上記岡三証券の株式部市場課員と共同して、平成7年10月26日、特定の銘柄の株式について、岡三証券が売付け、岡三証券の顧客が買付けとなる相対売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで株価を引き上げる目的をもって、午後1時40分から41分までの間、一連の売買を行った(一連番号1の事案と一体の事案)。</p>	外務員に対する処分 行為時外務員登録がないため処分を実施せず
3	11. 7.19 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為</p>	

		<p>野村証券は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成7年3月9日、エクイティ部商品一課主任ほかの関与により、店頭登録銘柄の株式について、自己が売付け、顧客が買付けとなる相対売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで株価を引き下げる目的をもって、午前9時32分から35分までの間、自己の計算による一連の低い指値の売付けを行った。 2. 平成7年3月17日、エクイティ部次長の関与により、上場銘柄の株式について、自己の買付けと顧客の売付けを一定の価格で対当させることが可能な価格まで株価を引き上げる目的をもって、午前10時56分から11時00分までの間、自己の計算による一連の成行又は高い指値の買付けを行った。 3. 平成7年3月24日、エクイティ部役職員等の関与により、複数の上場銘柄の株式について、自己の売付けと顧客の買付けを対当させる取引により自己に発生する売買損を縮小するため、株価を引き上げる目的をもって、あらかじめ顧客にそれぞれの銘柄の株式の買付注文の発注を依頼した上で、買付注文を受託する方法により、午前9時35分から10時30分までの間、顧客の計算による一連の高い指値の買付けを行った。 	<p>会社に対する処分 株券の自己売買に係る業務の停止1週間</p> <p>外務員に対する処分 ・エクイティ部商品一課主任 当時の職責等を勘案し、処分に至らず ・エクイティ部次長 職務停止1か月</p>
4	11. 7.23 (検査) 近畿	<p>実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為</p> <p>エース証券は、平成9年2月、8月及び平成10年2月、東京法人部次長の関与により、顧客が保有する複数の銘柄の株式について、決算期における評価損の縮小を図るため、一連の成行又は高い指値の買付注文を連続して発注する方法により株価を引き上げようとしていることを知りながら、その一連の買付注文を受託、執行した。</p>	<p>会社に対する処分 株券の売買に係る受託等業務の一部停止3日</p> <p>外務員に対する処分 職務停止5週間</p>
5	11. 7.23 (検査) 東海	<p>政令で定めるところに違反した空売り</p> <p>アーク証券は、平成10年7月から9月までの間、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券市場において、空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 2. 有価証券市場において、直近の価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 	<p>会社に対する処分 株券の自己売買に係る業務の停止10日</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>常滑支店専任社員は、平成7年8月3日から平成10年8月11日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数59回、売買株数31万株）。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止1週間</p>
6	11. 7.23 (検査) 東海	<p>政令で定めるところに違反した空売り</p> <p>豊証券は、平成10年11月2日から19日までの間</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引所有価証券市場において、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <ol style="list-style-type: none"> 東京支店営業部主任は、 <ol style="list-style-type: none"> 平成7年6月30日から平成10年7月8日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数80回、売買株数約11万株）。 平成9年2月、その顧客との間で、株価指数オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄数、及びオプションの対価の額の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年2月13日から6月2日までの間、取引を受託、執行した（売買回数61回、売買数量78枚）。 本店営業部課長代理は、平成9年12月24日から平成11年1月21日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多 	<p>会社に対する処分 株券の自己売買に係る業務の停止10日</p> <p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止1か月</p>

		数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 334回、売買株数約95万株）。	
7	11. 7.30 (検査) 関東	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買</p> <p>山丸証券は、ディーリング部員の関与により、平成10年9月1日から平成11年2月19日にかけて、自己勘定で保有する複数の銘柄の株式について、株価を引き上げて売買益を得る目的をもって、自己の計算による一連の成行又は高い指値の買付けを行った。</p>	<p>会社に対する処分 株券の自己売買に係る業務の停止 2週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止 5週間</p>
8	11. 7.30 (検査) 関東	<p>取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. センチュリー証券の本店第二営業部歩合外務員 A は、</p> <p>(1) 平成9年12月2日、顧客との間で、株式の売付注文の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年12月3日から平成11年3月1日までの間、取引を受託、執行した（売買回数48回、売買株数約12万株）。</p> <p>(2) 平成10年1月16日、別の顧客との間で、株式の売付注文の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、</p> <p>平成10年1月16日から平成11年3月1日までの間、取引を受託、執行した。</p> <p>平成10年7月13日から23日にかけて、特定の銘柄の買付注文の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（(2) 累計、売買回数80回、売買株数約18万株）。</p> <p>2. 本店第二営業部歩合外務員 B は、</p> <p>(1) 平成8年10月31日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成8年10月31日から平成11年2月4日までの間、取引</p>	<p>会社に対する処分 本店第二営業部、大阪支店第一・第二営業部、津山支店、新潟支店、長岡支店及び燕支店の株券の売買に係る受託業務の停止 2日</p> <p>外務員に対する処分 職務停止 2週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止 2か月</p>

を受託、執行した（売買回数 595回、売買株数約83万株）。

(2) 別の顧客との間で、

平成10年4月9日、株式の売付けの受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年4月9日から平成11年3月1日までの間、取引を受託、執行した。

平成10年4月9日から平成11年3月1日にかけて、株式の買付けの受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（(2)累計、売買回数74回、売買株数約16万株）。

3. 大阪支店第一営業部次長は、平成7年8月16日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年8月16日から平成10年12月9日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 506回、売買株数約95万株）。

外務員に対する処分
職務停止2か月

4. 大阪支店第一営業部営業第一課課長代理は、

外務員に対する処分
職務停止2か月

(1) 平成9年12月3日から平成10年2月1日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。

(2) 平成10年2月2日、その顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年2月2日から平成11年2月23日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 606回、売買株数約289万株）。

5. 大阪支店第二営業部歩合外務員Cは、平成9年3月19日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年3月19日から平成11年2月23日までの間、取引を受託、執行した（売買回数

外務員に対する処分
職務停止3週間

289回、売買株数約47万株)。

6. 大阪支店第二営業部歩合外務員Dは、

(1) 平成10年5月22日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年5月27日から平成11年2月16日までの間、取引を受託、執行した(売買回数 511回、売買株数約72万株)。

(2) 平成10年8月4日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結し、平成10年8月4日から平成11年2月23日までの間、取引を受託、執行した(売買回数 125回、売買株数約16万株)。

7. 大阪支店第二営業部歩合外務員Eは、平成10年1月22日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年1月22日から平成11年1月29日までの間、取引を受託、執行した(売買回数 778回、売買株数約 170万株)。

8. 大阪支店第二営業部歩合外務員Fは、平成4年1月29日、顧客との間で、株式の売付注文の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成4年1月29日から平成11年1月22日までの間、取引を受託、執行した(売付回数 632回、売付株数約 248万株)。

9. 津山支店営業部次長は、平成10年5月28日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年5月28日から平成11年2月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数84回、売買株数約24万株)。

10. 新潟支店営業部営業第二課課長代理は、

(1) 平成9年4月18日から平成11年3月1日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めるこ

外務員に対する処分
職務停止3か月

外務員に対する処分
職務停止1か月

外務員に対する処分
職務停止2か月

外務員に対する処分
職務停止1週間

外務員に対する処分
職務停止1か月

とができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 183回、売買株数約 120万株）。

(2) 平成9年5月1日から平成11年2月26日にかけて、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 147回、売買株数約 123万株）。

11. 長岡支店営業課主任は、

(1) 平成10年11月27日、顧客との間で、株式の買付けの受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年11月27日から平成11年2月23日までの間、取引を受託、執行した。

(2) 平成10年11月26日から平成11年3月1日にかけて、その顧客との間で、株式の売付けの受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数34回、売買株数約4万株）。

12. 燕支店営業課課長代理は、平成10年6月30日から平成11年2月26日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数50回、売買株数約25万株）。

13. 燕支店営業課主任は、平成9年1月30日から平成11年2月12日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 171回、売買株数約41万株）。

・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

新潟支店長は、自己の利益を図るため、平成7年5月24日から平成11年3月1日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数 228回、売買株数約34万株）。

外務員に対する処分
職務停止1週間

外務員に対する処分
職務停止1週間

外務員に対する処分
職務停止2週間

外務員に対する処分
職務停止1か月

9	11. 9.29 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>金万証券の本店別館営業所第一営業部付部長は、平成9年11月12日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年11月13日から平成11年4月23日までの間、取引を受託、執行した(売買回数143回、売買株数約23万株)。</p>	外務員に対する処分 職務停止3週間
10	11.10. 8 (検査) 近畿	<p>向い呑み及び呑行為</p> <p>播陽証券は、常務取締役営業本部長の関与により、平成9年2月19日、顧客からの委託注文を誤って買い付け過ぎた特定銘柄の上場株式について、他の複数の顧客からこの銘柄の買付けの委託注文を受託し、証券取引所の会員に取り次ぐことなく、自己が直接にこの株式の売買における相手方となった。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>本店営業部における業務のうち、株券の売買に係る受託等の業務の停止1日</p> <p>外務員に対する処分 未定</p>
11	11.10.22 (検査)	<p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成6年9月ころ、取締役社長・東京支店長(平成10年10月より取締役会長)の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客の担当者に対し、金銭(いわゆるリベート)の支払を行うことを約束して勧誘を行った。 平成7年2月ころ、取締役社長・東京支店長、取締役及び資本市場部部長の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客の担当者に対し、金銭の支払を行うことを約束して勧誘を行った。 平成7年9月ころ、取締役社長・東京支店長及び資本市場部部長の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客の担当者に対し、金銭の支払を行うことを約束して勧誘を行った。 平成8年8月ころ、取締役社長・東京支店長及び資本市場部部長の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客の担当者に対し、金銭の支払を行うこ 	<p>会社に対する処分</p> <p>すべての業務の停止(プリンストン債の返還等一定の業務を除く)</p> <p>平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間</p> <p>外務員に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会長 取締役 登録取消し 資本市場部長 職務停止1年6か月 資本市場部部長 職務停止6か月 法人営業部部長 職務停止3週間

とを約束して勧誘を行った。

5. 平成10年6月、取締役社長・東京支店長、取締役及び債券部長の関与により、プリンスン債の買付け勧誘に際し、法人顧客の担当者に対し、金銭の支払を行うことを約束して勧誘を行った。

り締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 147回、売買株数約 123万株）。

11. 長岡支店営業課主任は、

- (1) 平成10年11月27日、顧客との間で、株式の買付けの受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、ンスン債間での資金移動や、顧客に融資の仲介を行うことを約束して勧誘を行った。

有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示

クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、

1. 平成7年8月から平成9年1月までの間、取締役社長・東京支店長、取締役及び資本市場部部長の関与により、プリンスン債の買付け勧誘に際し、顧客に対し、事実と異なる社債要項等を交付することにより、虚偽の表示を行った。
2. 平成8年9月から平成11年4月までの間、取締役社長・東京支店長及び資本市場部部長の関与により、プリンスン債の買付け勧誘に際し、顧客に対し、事実と異なる社債要項等を交付することにより、虚偽の表示を行った。
3. 平成7年10月から平成8年5月までの間、資本市場部部長及び資本市場部部長の関与により、プリンスン債の買付け勧誘に際し、複数の顧客に対し、事実と異なる勧誘資料を交付することにより、虚偽の表示を行った。

虚偽の記載をした取引報告書の交付

クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、取締役社長・東京支店長及び資本市場部部長の関与により、平成8年9月及び平成9年3月、顧客のプリンスン債の買付けに関し、意図的に実際の約定内容と異なる内容を記載した虚偽の取引報告書を作成し、顧客に交付した

外務員に対する処分
職務停止1週間

有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与

クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、取締役社長・東京支店長の関与により、平成10年4月8日、当支店が引受人となった株式の売却に際し、顧客に対して、その買付代金の貸付けを行った。

・ 取引一任勘定取引の契約の締結

法人営業部部長は、

1. 顧客との間で、

(1) 平成8年4月30日及び5月1日、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。

(2) 平成8年5月1日、株式の売買及び株価指数先物取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格（株価指数先物取引にあつては、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は金銭を受領する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び約定指数）の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成8年5月1日から11月1日までの間、取引を受託、執行した（売買回数117回、売買株数約27万株ほか）。

2. 平成8年4月3日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日、取引を受託、執行した（売買回数5回、売買株数約4千株）。

1 2 11.11.12
(検査)

通常取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引

エービーエヌ・アムロ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店は、平成9年9月から平成10年6月までの間、当支店の親法人から、無利息で約70億円の借入れを行った。

会社に対する処分

内部管理体制の充実・強化、役職員の法令等遵守の徹底、再発防止策の策定と本件法令違反行為についての責任の所在を明確化することを命令

1 3	11.11.12 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の内外部取引 <p>コスモ証券の代表取締役専務は、当社の取締役会で子会社の異動を伴う株式の取得を決定したという当該証券会社の重要事実を知らず、重要事実の公表前である平成11年7月21日から27日までの間、当社の株式を買い付けた。</p> <p>法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況</p> <p>コスモ証券は、役員の本社の株式等の売買について、当社に係る法人関係情報の有無や役員の本社関係情報保有の有無を確認しないで、役員の本社取引に承認を与えており、役員の本社有価証券の売買に関する管理の状況が当社の法人関係情報に係る不公正な取引の防止上不十分でないことが認められた。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止 1 か月</p> <p>会社に対する処分 再発防止策、内部管理体制の充実・強化及び役員に対する法令遵守の徹底に関する方策を講じることと、責任の所在を明確化することを命令</p>
1 4	11.12. 3 (検査) 近畿	<p>実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知らず一連の有価証券の売買の受託をする行為</p> <p>エヌシーエス証券は、平成10年7月30日、取締役、本店営業部次長及び東京営業所員の関与により、店頭登録銘柄の株式について、複数の顧客間の売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで、株価を引き上げる目的をもって、他の顧客に一連の高い指値の買付注文を連続して発注させ、一連の買付注文を受託、執行した。</p> <p>損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>エヌシーエス証券は、平成9年10月20日、代表取締役社長、取締役、顧問、本店営業部部長、中央市場営業所所長及び同営業所員の関与により、顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、代表取締役社長の資金を現金で顧客に支払う方法により、200万円の財産上の利益を提供した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京支店の株券の売買に係る受託業務等の停止 3 日 ・ 本店営業部の株券の売買に係る受託業務等の停止 1 日 <p>外務員に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店営業部次長 職務停止 2 週間 ・ 東京営業所員 職務停止 5 週間 ・ 本店営業部部長 職務停止 1 か月 ・ 中央市場営業所所長 職務停止 1 か月 ・ 中央市場営業所員 職務停止 3 週間

15	11.12.7 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 <ol style="list-style-type: none"> 1. 東和証券の会津支店営業課推進役は、手数料の実績及び自己の投機的利益追求を目的に、平成10年10月16日から平成11年5月21日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数 142回、売買株数約71万株）。 2. 新宿新都心支店営業課課長代理は、株式の売買手数料獲得及び自己の投機的利益の追求のため、平成10年6月29日から平成11年8月30日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数 141回、売買株数約20万株）。 	<p>外務員に対する処分 未 定</p> <p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p>
16	11.12.7 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 <p>成瀬証券の足利支店課長代理は、自己の営業成績向上及び利益追求のため、平成10年1月16日から平成11年8月20日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数 282回、売買株数約55万株）。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止2か月</p>

17	11.12.10 (検査) 近畿	<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>内藤証券の寝屋川支店長は、平成11年5月中旬、顧客との間で、株式等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月1日から9月9日までの間、取引を受託、執行した(売買回数68回、売買数量約34万株ほか)。</p>	外務員に対する処分 職務停止2週間
18	12.1.21 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 <p>アルプス証券の長野支店営業次長は、複数の顧客に対し、株式の信用取引の決済に伴い発生した損失について、顧客の苦情を穏便に処理したいとの思惑から、平成11年1月13日から8月12日にかけて、損失の全部又は一部を補てんするため、顧客口座へ自己の資金から現金を入金する方法等により、約1240万円の財産上の利益を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>長野支店営業次長は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成11年4月、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月5日から9月27日までの間、取引を受託、執行した(売買回数33回、売買株数約47万株) 平成11年4月、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月9日から8月2日までの間、取引を受託、執行した(売買回数83回、売買株数68万株)。 	外務員に対する処分 職務停止1か月
19	12.2.1 (検査) 近畿	<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <ol style="list-style-type: none"> 永和証券の東京支店歩合外務員は、 <ol style="list-style-type: none"> 平成10年8月11日、顧客との間で、株式の売買の受 	外務員に対する処分 職務停止3週間

託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年8月20日から平成11年10月26日までの間、取引を受託、執行した（売買回数97回、売買株数約6万株）。

- (2) 平成11年3月10日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年3月30日から10月12日までの間、取引を受託、執行した（売買回数25回、売買株数約1万株）。
- (3) 平成10年4月下旬、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年4月28日から平成11年10月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数51回、売買株数約3万株）。
- (4) 平成11年7月上旬、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年7月12日から10月25日までの間、取引を受託、執行した（売買回数21回、売買株数約1万株）。
- (5) 平成11年6月18日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月21日から10月14日までの間、取引を受託、執行した（売買回数22回、売買株数約1万株）。
- (6) 平成11年5月20日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年5月24日から10月20日までの間、取引を受託、執行した（売買回数37回、売買株数約2万株）。

2. 本店営業部歩合外務員は、平成10年10月26日及び平成11年9月上旬、顧客との間で、株式の売買及び株価指数先物取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格（株価指数先物

外務員に対する処分
未 定

		取引によっては、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は金銭を受領する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び約定指数)の全部について定めることができることを内容とする契約を複数回締結した上で、平成10年10月28日から平成11年11月1日までの間、取引を受託、執行した(売買回数201回、売買数量4万株ほか)。	
20	12. 2. 4 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為 <p>国際証券の長野支店法人二課参事補は、平成10年5月25日、店頭登録銘柄の株式について、顧客が他の顧客との間の売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで、株価を引き上げる意図を持って、顧客が一連の高い指値の買付注文を連続して発注させ、一連の買付注文を受託、執行した。</p>	外務員に対する処分 職務停止2週間
21	12. 2.15 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結 <ol style="list-style-type: none"> 1. 泉証券の大阪営業部第一課歩合外務員は、平成9年11月5日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年11月5日から平成11年7月28日までの間、取引を受託、執行した(売買回数190回、売買数量約26万株)。 2. 豊中支店歩合外務員は、平成10年10月15日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年10月16日から平成11年8月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数186回、売買数量約19万株)。 3. 富士吉田支店歩合外務員は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成9年3月3日、顧客との間で、株式等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年3月4日から平成11年8月16日までの間、取 	<p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止2か月</p> <p>外務員に対する処分 職務停止3週間</p>

		<p>引を受託、執行した（売買回数 176回、売買数量約21万株ほか）。</p> <p>(2) 平成10年12月7日、別の顧客との間で、株式等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年12月7日から平成11年9月10日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 111回、売買数量約14万株）。</p>	
2 2	12. 3.15 (検査) 関東	<p>有価証券の募集のため偽計を用いる行為</p> <p>南証券は、平成11年11月23日から平成12年1月13日までの間、代表取締役社長ほかの関与により、当社グループ会社が発行する社債「ミナミ・ハイイールド・ボンド」の募集について、多数の顧客に対し、社債の発行会社の実態を明らかにしないなど社債の内容について誤解を与える勧誘資料を作成し、これを交付して勧誘を行うなどの偽計を用いた。</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>外務員に対する処分 代表取締役 登録取消し</p>
2 3	12. 3.17 (検査) 北陸	<p>報告徴取に対する虚偽報告</p> <p>和光証券は、平成11年8月3日、北陸財務局長から、福井財務事務所に苦情を申し出た顧客の取引に関し、営業員の法令諸規則違反行為の有無について調査し、報告を求める命令を受けた。当社は福井支店において、営業員が無断売買若しくは取引一任勘定取引の契約を締結する行為など法令諸規則に違反する行為を行っていたことを把握していたが、福井支店長及び同支店総務課長の判断により、平成11年8月6日、法令諸規則に違反する行為が認められなかった旨の虚偽の報告を行った。</p>	<p>会社に対する処分 福井支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日</p> <p>外務員に対する処分 ・支店長 職務停止1か月 ・総務課長職務停止3週間</p>
2 4	12. 4.21 (検査)	<p>利益に追加するため財産上の利益を提供する行為</p> <p>クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー東京支店は、顧客から取引の執行に関するクレームを受けたことから、平成12年2月1日、日本株営業部長、同部課長及び株式転換社債部職員の関与により、株式の売付けに関し、顧客の利益に追加するため、立会いで成立した顧客の取引を当支店の自己勘定に付け替えた後に、立会外において、立会いで約定価格より高い価格で</p>	<p>会社に対する処分 有価証券オプション取引のうち株式に係る取引の受託業務の停止1週間</p> <p>外務員に対する処分 ・日本株営業部長</p>

		<p>、顧客の売付けと当支店の自己勘定の買付けの売買を成立させることにより、約64万円の財産上の利益を提供した。</p> <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー東京支店は、日本株営業本部長等の関与により、平成10年1月16日、売買執行誤りの訂正処理により当支店の自己勘定に帰属することとなった利益が確実に見込まれる有価証券指数等先物取引を付け替えることを約束して、顧客に有価証券指数等先物取引の勧誘を行った。</p> <p>虚偽の記載をした取引報告書の交付</p> <p>クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー東京支店は、業務本部長の関与により、平成10年9月11日、個別株式オプションの権利行使により成立した顧客の株式の売買に関し、意図的に実際に成立した売買の内容と異なる内容を記載した虚偽の取引報告書を作成し、取引の相手方となる別の顧客に交付した。</p>	<p>職務停止1か月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同部課長 <p>職務停止3週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式転換社債部職員 <p>職務停止2週間</p> <p>外務員に対する処分</p> <p>職務停止5週間</p>
25	12. 5.15 (検査)	<p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店は、平成9年9月及び平成10年3月、営業企画部部長等の関与により、複数の法人顧客に対し、顧客の保有するほとんど無価値となった有価証券(仕組債)について、償還期日の直前に、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的とした新たな有価証券(仕組債)を取得させるスキーム(方策)を提案し、顧客に損失を表面化させないことを可能にすることを約束して有価証券取引の勧誘を行った。</p> <p>通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店は、平成10年11月から平成11年10月までの間、当支店の親法人から受託した有価証券先物取引の委託注文の一部について、当支店の自己勘定での取引として処理をし、本来、親法人が負担すべき委託手数料を徴せず、また、取引証拠金を当支店において負担した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止6か月 ・ 債券の自己売買に係る業務(勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等を除く)及び在日グループ会社からの債券の受託業務の停止12日 ・ 国債先物取引の受託業務の停止(決済に伴う取引の受託等を除く)2日

		<p>取引報告書の不交付</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店は、平成10年11月から平成11年10月までの間、当支店の親法人から受託した有価証券先物取引の委託注文の一部について、市場において取引が成立したにもかかわらず、取引報告書を交付しなかった。</p>	
26	12. 5.26 (検査)	<p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店は、</p> <p>1. 平成9年9月から平成10年7月までの間、商品開発部長の関与により、複数の法人顧客に対し、顧客の保有するほとんど無価値となった有価証券(仕組債)について、償還期日の直前に、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的とした有価証券(仕組債)の条件変更のスキーム(方策)を提案し、顧客に損失を表面化させないことを可能にすることを約束して有価証券の取引の勧誘を行った。</p> <p>2. 平成6年4月から平成8年1月までの間、支店長ほかの関与により、顧客と投資一任契約を結んで注文を出している発注者に対し、注文の発注の見返りに金銭の支払を行うことを約束して有価証券取引の勧誘を行った。</p> <p>取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店は、株式部の職員の関与により、平成11年12月から平成12年2月にかけて、多数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品開発部及び株式派生商品部の業務(決済に伴う取引の受託等を除く)の停止1週間 ・株券の売買に係る受託業務(勧誘を伴わない保護預り株券の売付けの受託等を除く)の停止3日 <p>外務員に対する処分 未定</p>
27	12. 5.26 (検査) 東海	<p>損失を補てんするため財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為</p> <p>大万証券は、代表取締役社長及び取締役ほかの関与により、顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じ</p>	<p>会社に対する処分 岡崎支店の株券の売買に</p>

		<p>た顧客の損失の一部を補てんするため、平成11年4月1日、当社の資金を顧客が使用した口座に入金する方法により、約341万円の財産上の利益を提供した。</p> <p>また、その顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、平成11年3月31日、他の顧客をして他の顧客の保有する株式を売却した代金を損失に充当させる方法により、約227万円の財産上の利益を提供させた。</p>	<p>係る受託業務の停止3日</p> <p>外務員に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長 職務停止5週間 ・取締役 職務停止5週間
28	12.5.30 (検査) 北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・取引一任勘定取引の契約の締結 <p>益茂証券の本店証券貯蓄課課長代理は、平成11年8月31日から平成12年4月11日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した(売買回数76回、売買株数約21万株)。</p>	<p>外務員に対する処分</p> <p>職務停止1週間</p>
29	12.6.7 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> ・取引一任勘定取引の契約の締結 <p>1. 立花証券の本店資産運用部専任部長は、</p> <p>(1) 平成6年12月6日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結し、平成9年に顧客が死亡した後、相続人との間で同様の契約を更改した上で、平成6年12月6日から平成9年10月28日までの間、取引を受託、執行した(売買回数85回、売買株数約438万株)。</p> <p>(2) 平成9年6月13日、別の顧客との間で、株式の売買及び株券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別(株券オプション取引にあっては、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別)、銘柄、数及び価格(株券オプション取引にあっては、オプションの対価の額)の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年6月13日から同11年11月8日までの間、取引を受託、執行した(売買回数144回、売買株数約581万株ほか)。</p> <p>2. 池袋支店第一営業部第2課主任は、平成11年3月29日</p>	<p>外務員に対する処分</p> <p>職務停止5週間</p> <p>外務員に対する処分</p>

		<p>、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月1日から11月8日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 216回、売買株数約72万株）。</p> <p>3. 本店第三営業部専任部長は、</p> <p>(1) 平成11年6月22日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月23日から11月5日までの間、取引を受託、執行した（売買回数39回、売買株数約13万株）。</p> <p>(2) 平成11年5月10日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年5月12日から11月12日までの間、取引を受託、執行した（売買回数25回、売買株数約10万株）。</p> <p>(3) 平成11年3月10日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年3月11日から10月8日までの間、取引を受託、執行した（売買回数13回、売買株数約3万株）。</p> <p>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>本店資産運用部専任部長は、自己の投機的利益の追求及び手数料収入の実績維持のため、平成9年11月14日から平成10年10月26日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数35回、売買株数約207万株）。</p>	<p>職務停止3週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p>
30	12. 6. 7 (検査) 関東	<p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. 藍澤証券の本店第2営業部歩合外務員は、平成5年11月8日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成5年11月8日から平</p>	<p>外務員に対する処分 未定</p>

		<p>成11年12月10日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 160回、売買株数約41万株）。</p> <p>2. 大井支店営業課課長代理は、平成11年5月28日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年5月28日から平成12年2月16日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 283回、売買株数約17万株）。</p>	外務員に対する処分 未 定
3 1	12. 6. 7 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 <p>日恵証券の取締役西荻窪支店長は、平成10年11月19日、顧客との間で、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、応募又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年11月19日から平成11年11月4日までの間、取引を受託、執行した（応募、解約の回数88回、応募、解約の口数 22190口）。</p>	外務員に対する処分 職務停止 2 週間
3 2	12. 6. 7 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>明和証券の本店営業部歩合外務員は、</p> <p>(1) 平成10年5月10日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年5月18日から平成12年1月26日までの間、取引を受託、執行した（売買回数77回、売買数量約11万株）。</p> <p>(2) 平成10年7月5日、別の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年7月10日から平成12年3月15日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 121回、売買数量約 25万株）。</p>	外務員に対する処分 職務停止 2 週間
3 3	12. 6. 13 (検査) 東海	<ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>岡地証券の投資サービス部歩合外務員は、平成11年3月</p>	外務員に対する処分

		29日から11月25日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数90回、売買数量約2万株）。	職務停止1週間
34	12.6.16 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 <p>メリルリンチ・ジャパン・インコーポレーテッドの大阪支店営業員は、平成10年9月頃、顧客の保有する仕組債について、顧客にできるだけ高い価格で追加買付を行わせるため、意図的に従来の基準とは異なる基準で算出した、高い時価評価額を顧客に提供した。</p>	外務員に対する処分 職務停止2週間
35	12.6.21 (検査)	<p>向い呑み</p> <p>ガーバンインターナショナル東京支店は、自己の売買益を確保する目的で、平成11年1月から12月までの間、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託（取次）注文について、自己が売買の相手方となって取引を成立させた（売買回数614回）。</p>	会社に対する処分 業務停止5日
36	12.6.21 (検査) 近畿	<p>政令で定めるところに違反した空売り</p> <p>金吉証券は、平成10年12月1日から平成12年3月1日までの間、</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引所有価証券市場において、証券取引所に対し空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。 <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>営業部営業一課係長は、平成11年4月4日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月5日から平成12年3月29日までの間、取</p>	<p>会社に対する処分 自己の計算による株券の 売買業務の停止10日</p> <p>外務員に対する処分 未定</p>

		引を受託、執行した（売買回数194回、売買株数約19万株）。	
37	12.6.21 (検査) 四国	<p>損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>二浪証券は、投資信託の買付勧誘に際し営業員が元本保証する旨の書面を差し入れていた顧客から損失補てんの約束の履行を要求されたことから、平成9年11月4日、代表取締役会長及び取締役営業部長の関与により、投資信託について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、代表取締役会長の資金を現金で顧客に支払う方法により、約15万円の財産上の利益を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表取締役会長は、自己の資産隠しのため、昭和56年以降、自己の有価証券の売買その他の取引について、多数の顧客の名義及び住所を使用した。 2. 代表取締役社長ほか3名の役員は、代表取締役会長の資産隠しのため、昭和56年以降、代表取締役会長の有価証券の売買その他の取引について、自己の親族等の名義及び住所を使用した。 	<p>会社に対する処分</p> <p>再発防止策、内部管理体制の充実・強化及び役職員に対する法令遵守の徹底に関する方策を講じること、責任の所在を明確化することを命令</p> <p>外務員に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役会長 職務停止4か月 ・ 代表取締役社長 職務停止2か月 ・ 取締役営業部長 職務停止1か月

3. 勧告事案の法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位：社、人)

法令違反等の内容	会社 個人の別	平成	平成	平成	平成	平成	平成	計
		4 / 7 7 / 6	7 / 7 8 / 6	8 / 7 9 / 6	9 / 7 10 / 6	10 / 7 11 / 6	11 / 7 12 / 6	
向い呑み及び呑行為 〔証取法第39条及び証取法第129条第1項〕	会社		1		5	1	2	9
	個人					3	13	17
取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付する行為 〔証取法第41条〕	会社				1	2	3	6
	個人				3	1	3	7
断定的判断を提供して勧誘する行為 〔証取法第42条第1項第1号〕	会社							
	個人		1			1		2
取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第42条第1項第5号〕	会社				6	1	2	9
	個人	11	6	7	27	28	34	113
有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為又は重要な事項に関し誤解を生ぜしめる行為 〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第1号〕	会社						1	1
	個人	1		2		2	4	9
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第2号〕	会社	3			1		4	8
	個人	14			4		4	22
作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第3号〕	会社	1			1	2	2	6
	個人				1	2	5	8
作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第3号〕	会社	4				3	3	10
	個人	15	1		1	4	4	25
投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第5号〕	会社							
	個人	8	2	2	11	19	5	47
安定操作期間内の自己の計算による買付け 〔外証法命令第24条第15項で準用する証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第6号イ〕	会社		1					1
	個人							
損失を補てんするため財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為 〔証取法第42条の2第1項第1号及び第3号〕	会社		1		6	2	4	13
	個人		14	1	37	6	11	69
損失を補てんするため財産上の利益を提供することを約束する行為 〔証取法第42条の2第1項第2号〕	会社							
	個人					1		1

有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為〔旧証取法第50条第1項第3号〕	会社	1			2			3
	個人	15			5			20
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況 {証取法第43条第2号に基づく行為規制命令第10条第4号}	会社					1		1
	個人							
親銀行の使用人とともに同一の顧客を訪問する行為 {旧証取法第50条の2第3号に基づく健全性省令第2条の2第4号}	会社				1			1
	個人				1			1
通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引 {外証法第14条第1項で準用する証取法第45条第3号に基づく行為規制命令第12条第5号}	会社						2	2
	個人							
発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為 {旧証取法第50条の2第3号に基づく健全性省令第2条の2第8号}	会社							
	個人			1				1
有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与 {外証法第14条第1項で準用する証取法第46条}	会社						1	1
	個人						1	1
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 {外務員の名義貸し等を含む不適切な行為が、証取法第64条の5第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当}	会社							
	個人	1			1	4	3	9
有価証券の募集のため偽計を用いる行為 {証取法第158条}	会社						1	1
	個人						1	1
政令で定めるところに違反した空売り {証取法第162条第1項第1号}	会社				1	3	3	7
	個人							
役員の内外部取引 {証取法第166条第1項}	会社							
	個人					1	1	2
重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出 {証取法第197条第1項第1号及び第24条第1項}	会社				1			1
	個人				3			3
報告徴取に対する虚偽報告 {証取法第198条の5第7号}	会社						1	1
	個人						2	2
計	会社	9(7)	3(3)	0(0)	25(14)	14(13)	30(20)	81(57)
	個人	65(55)	24(23)	13(12)	97(84)	82(71)	79(70)	360(315)

- (注) 1.会社とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、会社の行為として勧告された証券会社をいう。
2.個人とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、個人の行為として勧告された役員職員をいう。
3.会社又は個人において複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれに計上している。なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。
4.表記の外に、内部管理上の問題として3社に勧告を行っている。

2 - 4 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月 ～ 12年6月
検査結果に基づく建議	1
犯則事件調査の結果に基づく建議	3

2 建議事案の概要一覧表

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、証券会社と公認会計士等との十分な連携、審査項目の見直し、申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建 議 年 月 日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
11.12.21	<p>日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。</p>
12. 3.24	<p>証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。</p>

2 - 5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	7年7月 ~ 8年6月	8年7月 ~ 9年6月	9年7月 ~ 10年6月	10年7月 ~ 11年6月	11年7月 ~ 12年6月
価格形成に関するもの	158	113	124	104	78
内部者取引に関するもの	54	74	59	165	236
そ の 他	3	9	20	6	12
合 計	215	196	203	275	326
監視委員会	132	115	112	171	227
財務局長等	83	81	91	104	99

2 - 6 外国債券、外国証券投資信託及び外国投資証券の取扱い状況
に関する調査について

証監委第217号

平成11年11月1日

証券取引等監視委員会事務局所掌

各国内証券株式会社

取締役社長 殿

証券取引等監視委員会

委員長 佐藤 ギン子

外国債券、外国証券投資信託及び外国投資証券の
取扱い状況に関する調査について

今般、外国法人の発行した債券、外国証券投資信託及び外国投資証券について、別紙「調査要領」により調査することとしたので、貴社における取扱い状況について、証券取引法（昭和23年法律第25号）第194条の6第1項及び第2項の規定により委任された同法第59条第1項の規定に基づき、平成11年11月19日（第1次分）及び同年12月15日（最終）までに書面にて報告を行うことを求める。

別紙「調査要領」省略

証監委第217号

平成11年11月1日

各外国証券会社

国内における代表者 殿

証券取引等監視委員会

委員長 佐藤 ギン子

外国債券、外国証券投資信託及び外国投資証券の
取扱い状況に関する調査について

今般、外国法人の発行した債券、外国証券投資信託及び外国投資証券について、別紙「調査要領」により調査することとしたので、貴社の日本国内支店における取扱い状況について、外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）第42条第1項及び第2項の規定により委任された同法第31条第1項の規定に基づき、平成11年11月19日（第1次分）及び同年12月15日（最終）までに書面にて報告を行うことを求める。

別紙「調査要領」省略

2 - 7 最近の証券会社検査の結果について

事 務 連 絡

平成12年6月26日

各財務（支）局証券取引等監視官
沖縄総合事務局財務部証券取引等監視官 殿

証券取引等監視委員会事務局

総務検査課証券取引検査官室長

片野坂 親 二

最近の証券会社検査の結果について

最近の証券会社検査において、「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当する法令違反行為を指摘したところであるが、これに係る具体的な事例及び法令違反の該当性を別紙のとおり取りまとめたので、了知の上、今後の検査において遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通知については、別途日本証券業協会監査部長、東京証券取引所会員部長及び大阪証券取引所会員部長宛その写しを送付したので了知されたい。

平成 12 年 6 月 26 日

日本証券業協会監査部長
東京証券取引所会員部長
大阪証券取引所会員部長 殿

証券取引等監視委員会事務局
総務検査課証券取引検査官室長

片野坂 親 二

最近の証券会社検査の結果について

最近の証券会社検査において、「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当する法令違反行為を指摘したところでありますが、これに係る具体的な事例及び法令違反の該当性を別紙のとおり取りまとめ、別添のとおり財務局証券取引等監視官等に通知したので参考までに送付します。

最近の証券会社検査の結果について

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為（証券取引法第42条第1項第9号、証券会社の行為規制等に関する命令）

(1) 事例

- (a) 顧客の保有する有価証券が、その発行会社が支払い停止状態となったことから償還間近において償還日に元利金が支払われないことがほぼ確実となり、ほとんど無価値に等しい状態となった。このため、証券会社は顧客から当該有価証券が償還日にほぼゼロで償還されることを回避したいとの要請を受け、発行会社が当該有価証券を額面で買い取り当該発行会社が当該有価証券を担保にした新たに発行する有価証券を顧客が償還金をもって購入するというスキームを顧客に提示することにより当該顧客が実現損を表面化させないことを約束して有価証券の取引の勧誘を行った。この結果、顧客はこのスキームにより新たに発行された有価証券を購入し、損失の先送りが行われた。
- (b) 顧客の保有する有価証券が、その発行会社が支払い停止状態となったことから償還期日を過ぎても償還金が不払いであり、ほとんど無価値に近い状態となった。このため、証券会社は顧客からの償還による実現損の先送りをしたいとの要請を受け、新たに発行する運用型債券を顧客が購入してほとんど無価値に近い当該有価証券を額面で組み入れるスキームを顧客に提示することにより当該顧客が実現損を表面化させないことを約束して有価証券の取引の勧誘を行った。この結果、顧客はこのスキームにより新たに発行された有価証券を購入し、損失の先送りが行われた。
- (c) 顧客の保有する有価証券（株価リンク債）が相場の変動により大幅な元本割れを生じ、償還間近においてほとんど無価値に等しい状態となった。このため、証券会社は顧客から評価損を実現させないために償還期間を延長したいとの要請を受け、当該有価証券の償還期間の延長等の条件変更を行うスキームを顧客に提示

することにより当該顧客が実現損を表面化させないことを約束して有価証券の取引（条件変更）の勧誘を行った。この結果、顧客はこのスキームにより条件変更を約定し、損失の先送りが行われた。

(2) 法令違反の該当性

上記の事例は、当該有価証券の現在価値がほとんどなく、償還期間近または償還期日を経過しており償還時の損失がほぼ確定している有価証券について、別の有価証券に組み換えるスキームを提供しているものである。これは、専ら間近に迫っている顧客の損失の表面化を先送りすることを目的とするものであると認められる。

上記(1)(c)の事例における条件変更は、償還期限の延長及びクーポンの変更等の債券に表示される権利の根本的な変更で、新たな有価証券を発行したことと同じ効果を有するものであり、この「条件変更」はその内容、実態から判断して「有価証券の売買その他の取引」に当たると考えられる。

このようなほぼ無価値の有価証券について専ら顧客の損失の表面化の先送りを目的とする取引スキームの提供は、特定の顧客の要望に沿った利益の提供であり、証券業における公正な競争として許容される範囲を超えた利益の提供であると考えられ、顧客に対する「特別の利益の提供」に該当し、このような利益の提供を約した勧誘は法令違反に当たると認められるものである。

3 自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

3 - 1 日本証券業協会の組織及び業務

(1) 組織

日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関（平成6年4月1日特別会員として加入）により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき金融再生委員会の認可を受けた法人である。

（参考）証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成4年7月20日施行）、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣（平成10年12月15日からは金融再生委員会）から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成12年6月30日現在、証券業務の認可を受けた金融機関 254機関が特別会員として加入している。

運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される（3 - 3 参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則

又は取引の信義則の遵守状況の調査

店頭有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管理

証券取引の苦情相談

証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

3 - 2 日本証券業協会の活動状況一覧表

1 監査の実施状況

(1) 会員

(単位：社)

区 分	7年4月 ～ 8年3月	8年4月 ～ 9年3月	9年4月 ～ 10年3月	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月
国内証券会社	76	75	71	72	63
外国証券会社	14	17	21	13	17
合 計	90	92	92	85	80

(2) 特別会員

(単位：社)

区 分	7年4月 ～ 8年3月	8年4月 ～ 9年3月	9年4月 ～ 10年3月	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月
都市銀行等	9	9	12	12	13
地方銀行	21	21	19	21	22
第二地銀協地銀	22	22	17	21	20
信用金庫等	14	14	13	15	14
生命保険会社	6	6	3	5	6
損害保険会社	7	7	6	7	7
そ の 他	2	2	2	2	4
合 計	81	81	72	83	86

(注) 「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関であり、「信用金庫等」とは、信用金庫及び全国信用金庫連合会であり、「その他」とは、短資会社及び外国銀行である。

2 売買審査の実施状況

(単位：銘柄)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,409	1,663	1,554	1,332	3,480
	20	13	12	12	17
内部者取引に関するもの	958	966	1,217	1,920	1,828
	18	52	24	28	29
その他の観点	2	9	33	30	19
	2	9	31	30	19
合 計	2,369	2,638	2,804	3,282	5,327
	40	74	67	70	65

(注) 「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3 - 4 証券取引所の組織及び業務

(1) 組織

証券取引所（東京、大阪、名古屋、京都、福岡及び札幌の6証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された会員組織の法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成4年7月20日施行）、「会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査」及び「規則の作成」に関する事項が、定款の必要的記載事項に追加されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られている。

運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている（3 - 6、3 - 7参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

取引所有価証券市場の運営

上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理

上場有価証券等に係る約定値段の揭示及び相場表の公表

有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示

有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

3 - 5 証券取引所の活動状況一覧表

1 検査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：社)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
国内証券会社	24	38	34	25	28
外国証券会社	8	7	4	7	7
特別参加者	4	5	5	0	0
合 計	36	50	43	32	35

(注) 上記の計数は終了件数。

(大阪証券取引所)

(単位：社)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
国内証券会社	22	23	20	17	14
外国証券会社	-	-	-	-	-
特別参加者	-	-	-	-	-
合 計	22	23	20	17	14

(注) 上記の計数は終了件数。

2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：銘柄、件数)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査件数
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査件数
価格形成に 関するもの	115 41	305 51	351 100	1,086 765	914 126
内部者取引に 関するもの	1,707 88	1,826 118	1,923 190	3,132 233	3,104 286
その他の観点	120 63	186 166	56 44	36 27	92 13
合 計	1,942 192	2,317 335	2,330 334	4,254 1,025	4,110 425

(注)「11年4月～12年3月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

(大阪証券取引所)

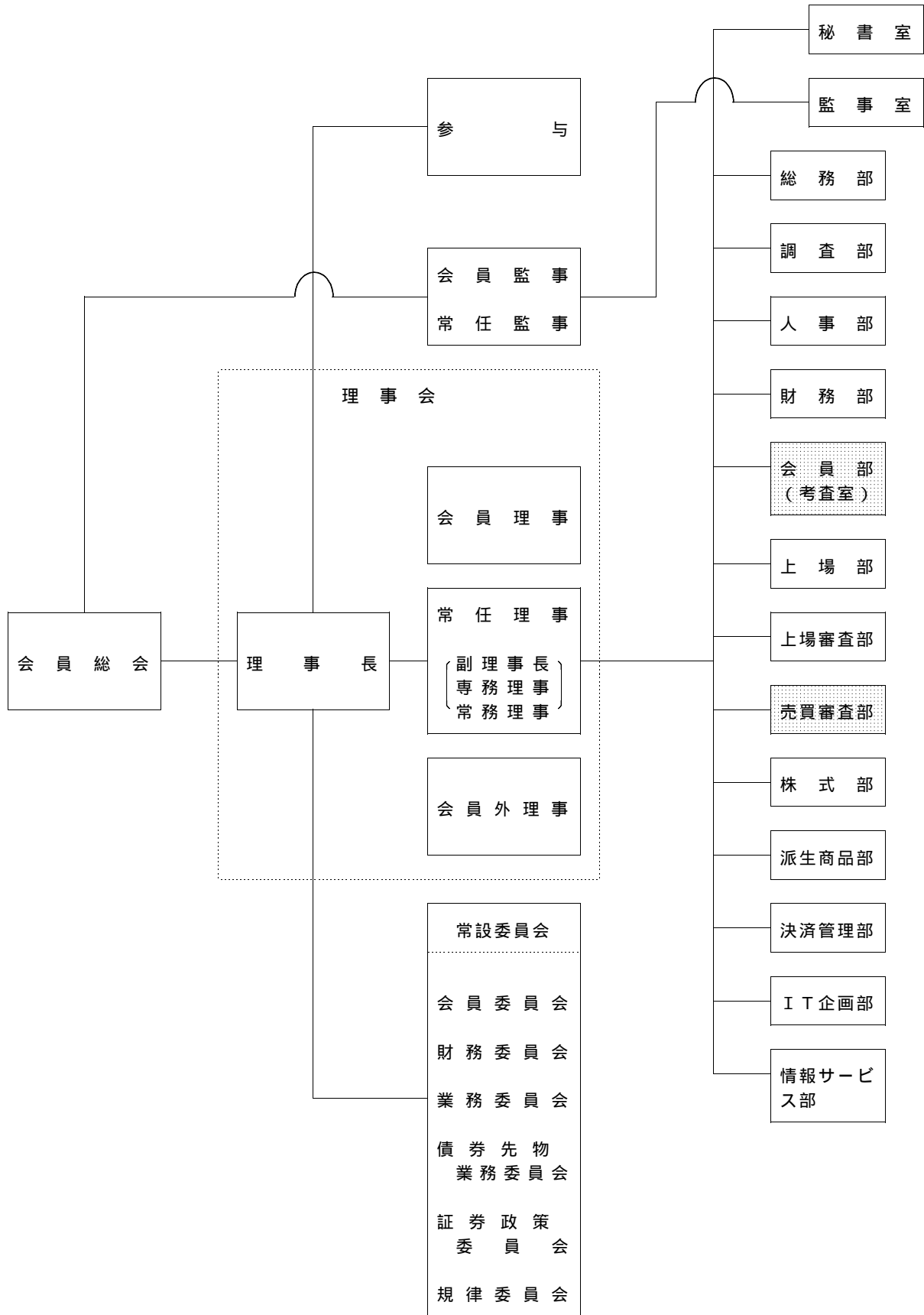
(単位：銘柄)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に 関するもの	269 29	211 30	164 14	141 4	1,092 4
内部者取引に 関するもの	135 44	226 7	218 9	1,471 7	1,560 3
その他の観点	0 0	14 0	0 0	0 0	0 0
合 計	404 73	451 37	382 23	1,612 11	2,652 7

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

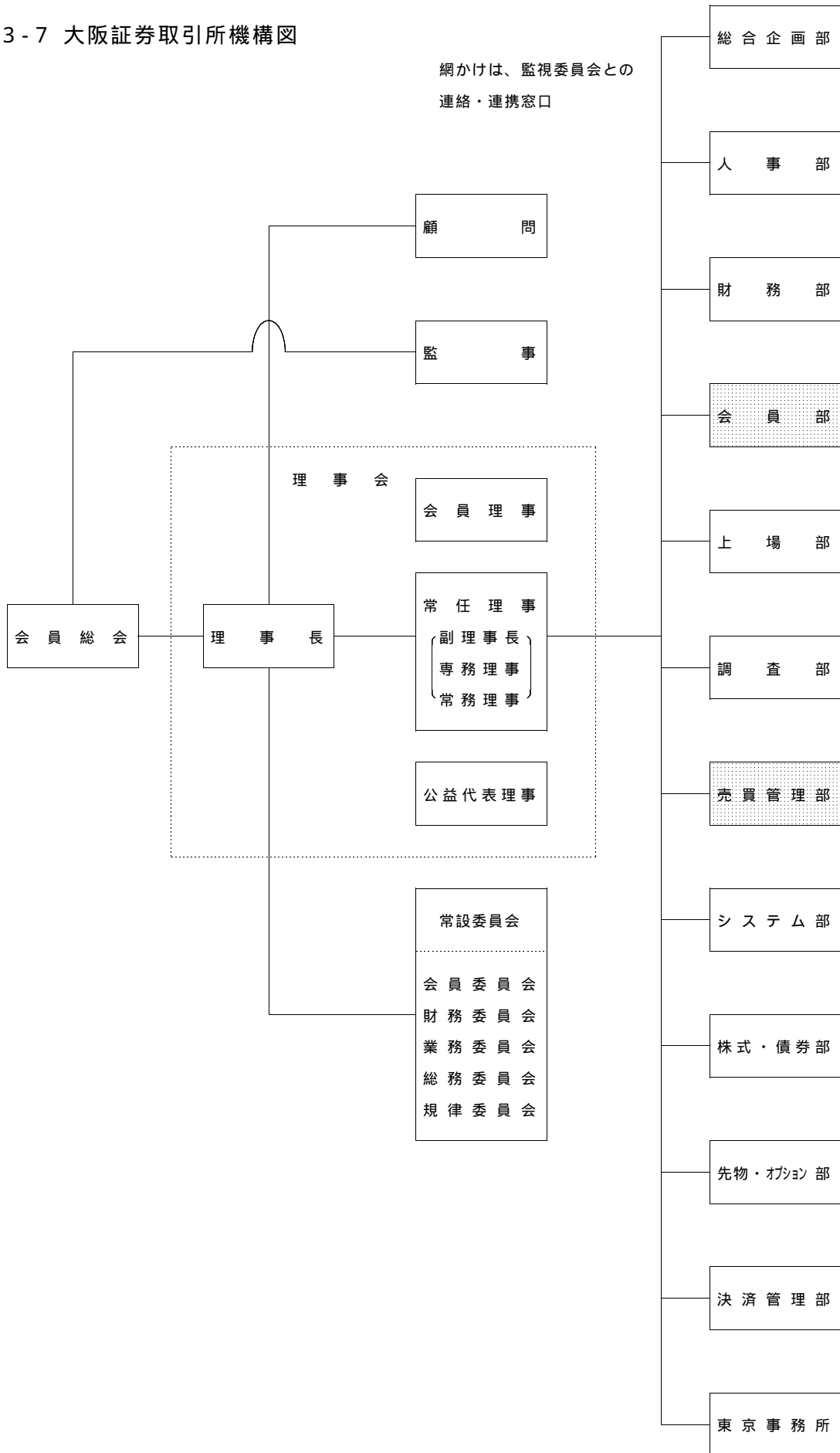
3 - 6 東京証券取引所機構図

網かけは、監視委員会との連絡・連携窓口



(関連会社) (株)東証コンピュータシステム
 日本証券決済(株)

3-7 大阪証券取引所機構図



3 - 8 金融先物取引業協会の組織及び業務

(1) 組織

金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年8月に設立された法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成4年7月20日施行)、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される(3-10参照)。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

法令等を遵守させるための指導、勧告

委託者の保護を図るための指導、勧告

会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

苦情の相談

3 - 9 金融先物取引業協会の活動状況一覧表

監査実施状況

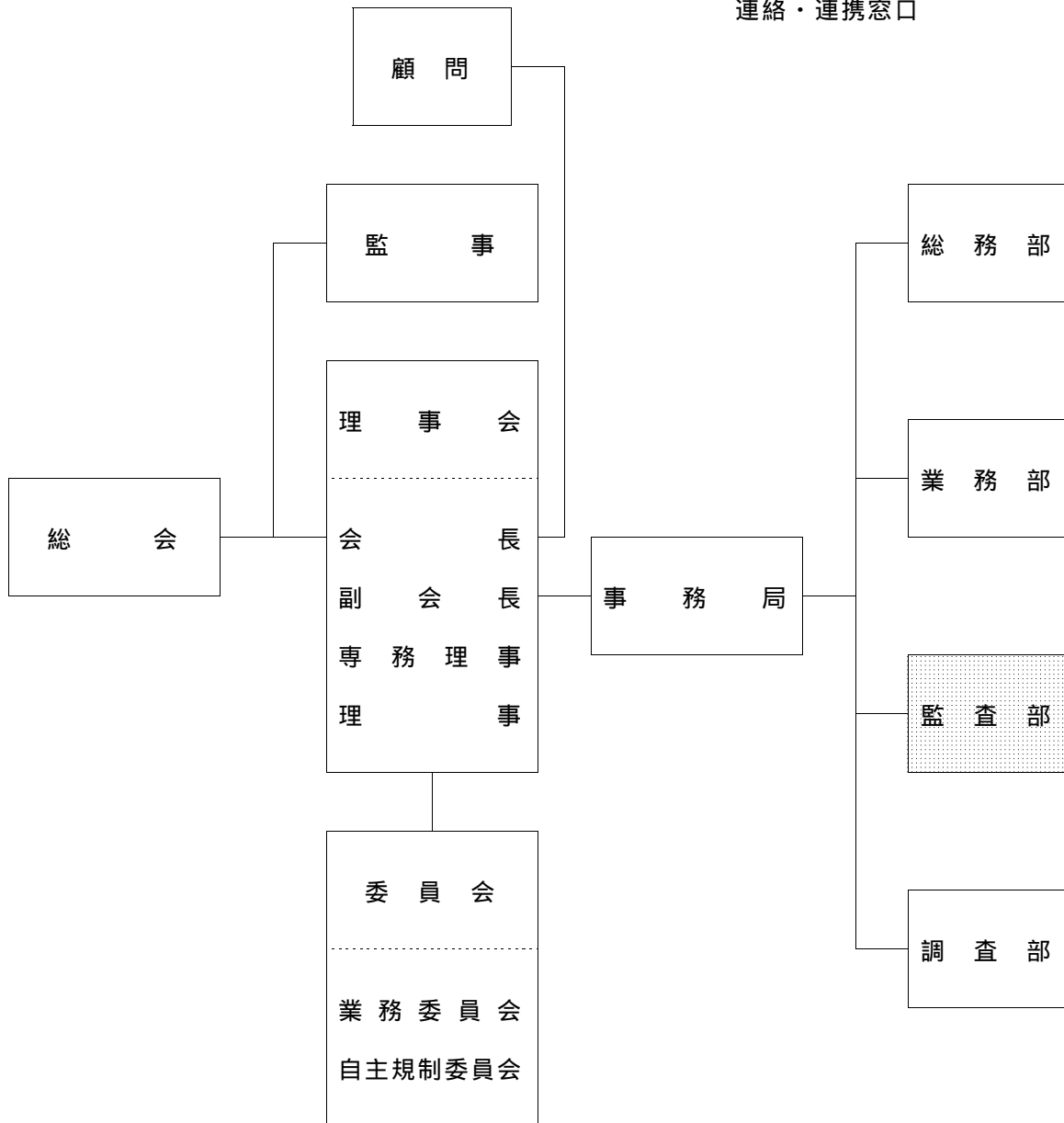
(単位：社)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
銀 行	9	6	10	4	5
証 券 会 社	7	6	7	11	9
短 資 会 社 等	1	3	2	1	1
そ の 他	1	4	1	3	2
合 計	18	19	20	19	17

(注)「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3 - 1 0 金融先物取引業協会機構図

網かけは、監視委員会との
連絡・連携窓口



3 - 1 1 東京金融先物取引所の組織及び業務

(1) 組織

東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年4月、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成4年7月20日施行)、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される(3-13参照)。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員の金先法令、金先法令に基づく命令等、定款その他の規則
又は取引の信義則の遵守状況の調査

市場における金融先物取引の成立

市場において成立した金融先物取引の清算

3 - 1 2 東京金融先物取引所の活動状況一覧表

考査実施状況

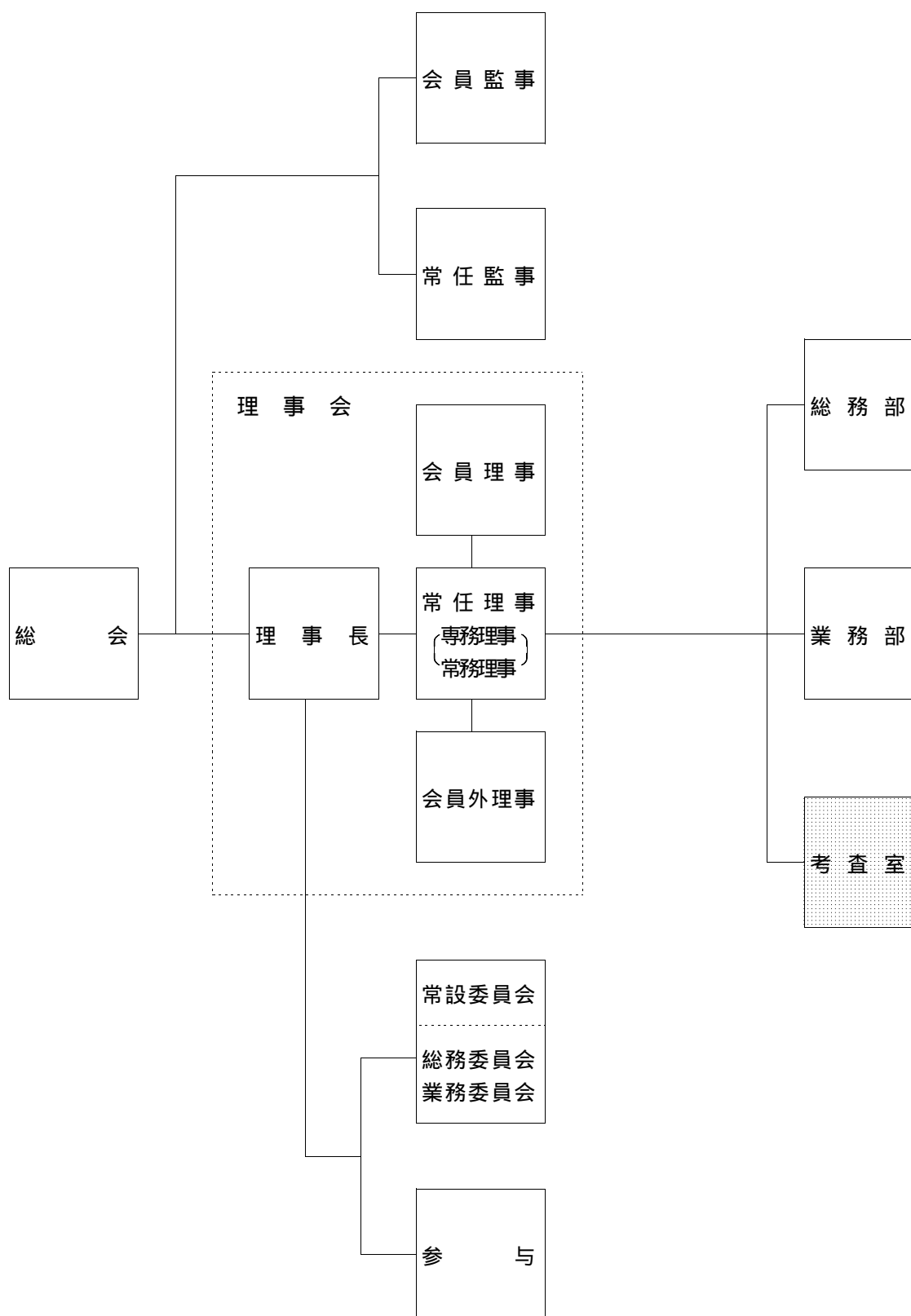
(単位：社)

区 分	7年4月 ～8年3月	8年4月 ～9年3月	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月
銀 行	6	7	8	11	8
証 券 会 社	2	8	5	5	5
短 資 会 社	1	2	1	1	2
そ の 他	2	0	3	0	1
合 計	11	17	17	17	16

(注)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3-13 東京金融先物取引所機構図

網かけは、監視委員会との連絡・連携窓口



4 平成12検査事務年度の活動方針等について

4 - 1 監視委員会の平成12検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

平成12年6月23日付で、監視委員会で決議した平成12検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、以下のとおりである。

平成12検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1 検査基本方針

我が国の証券市場は、金融システム改革の諸施策が実施されるなど大きな変革の渦中にある。市場の自由化、国際化が進展し、資金調達者及び投資家の多様なニーズに応えていくことが求められている。この証券市場を健全に発展させていくためには、公正かつ信頼される市場を確立することが不可欠であり、適切な取引ルールの整備とその実効を担保するための監視体制の充実及び取引ルール違反に対する厳正な対応が要請されている。

また、新たな金融商品・証券業務の登場、インターネットを利用した証券取引を専門とする証券会社の参入等もあり、市場仲介者としての証券会社の役割・責任が一段と高まっており、市場ルールに則った適正な営業の確保及び内部管理体制の充実・強化が従来にも増して必要となっている。

平成11検査事務年度（平成11年7月～平成12年6月）の検査結果をみると、私募債に係る特別の利益提供を約した勧誘や債券の募集に関して偽計を用いる行為等、依然として一部の証券会社において重大な法令違反行為が認められている。また、投

資信託、外貨建商品の販売時における顧客利益等を軽視した投資勧誘等の営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不十分な活用や役職員の法令等ルールの遵守意識の不足等の内部管理体制上の問題点が認められている。

以上のような状況を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

(1) 運営要領

証券市場等における取引の公正の確保を図るために、金融庁検査部や自主規制機関等と連携しつつ厳正かつ的確な検査を実施することとする。

このため、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図ることとする。

検査対象会社は、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案して弾力的に選定することとし、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施する等、より実効性のある検査運営に努める。

(2) 証券会社等検査重点事項

証券会社等検査では、次の諸点を重点事項とする。

証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした各種市場ルールの遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。

営業姿勢面では、過去に指摘されている事項が依然として改善されていないことに鑑み、証券会社等の誠実かつ公

正な営業姿勢を確保する観点から、投資勧誘の実情等を的確に点検する。

証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性を十分に点検する。

(3) 金融先物取引業者等検査重点事項

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を重点的に点検する。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

・国内証券会社	77社
・外国証券会社	10社
・登録金融機関	3社

(注1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を28支店実施することとする。

(2) 金融先物取引業者等検査

・金融先物取引業者	原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。
-----------	-------------------------

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、証券会社等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

4 - 2 金融庁長官の行う金融機関等の検査に係る平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画

平成12年7月25日付で、金融庁長官から示された「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」は、以下のとおりである。

平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画

検査基本方針

金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的として、去る7月1日に発足した。

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく公正かつ透明な金融行政を推し進めることにより、預金者等の利便性の向上や保護、信用秩序の維持等を図っていく必要がある。特に、金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で透明性の高い検査を実施する必要がある。

また、平成14年4月に予定されている、いわゆるペイオフの解禁を控え、より安定的な金融システムを構築するため、効率的な検査を実施する必要がある。同時に、金融技術や情報通信技術の発達、金融商品における時価評価の導入など、金融環境の急速な変化に的確に対応した実効性の高い検査を実施する必要がある。

こうした課題を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月

～平成13年6月)においては、以下の点に重点を置きつつ、検査の的確な実施に努めるものとする。

1. 公正で透明性の高い検査の実施

(1) 検査マニュアルの整備・充実

金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上に努める。

(2) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性の向上に努める。

(3) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

(4) 人材育成の充実・強化

検査経験の少ない検査官に対して実地研修を実施するなど、研修の充実・強化を図るほか、金融技術や情報通信技術の発達、金融のグローバル化等に迅速かつ的確に対応するため、民間の専門家の登用や海外当局との人材交流等に努める。

2. 効率的で実効性の高い検査の実施

(1) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結

果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

(2) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管している当庁の特色を活かし、親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。

(3) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

(4) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

(5) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局や、証券取引等監視委員会等と緊密な連携を維持する。

3. 業態別の検査重点事項

(1) 信用組合集中検査

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用

組合については、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、平成13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集中検査を実施する。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、本庁検査部に新設された検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

(2) 金融機関検査

金融機関検査については、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

特に、主要行、地方銀行、第二地方銀行については、金融監督庁発足後、二巡目の検査になることを踏まえ、前回検査における指摘事項の改善状況について、重点的に確認する。

また、信用金庫については、資産内容等の実態把握のための検査を概ね一巡しているが、残りの信用金庫についても、平成13年3月末を目途として立入検査を一巡する。

さらに、外国金融機関については、担当検査部門の充実に踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。

(3) 保険会社検査

保険会社については、平成11年4月から早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、前事務年度において、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に実施したところである。

本事務年度においては、新たに整備された保険検査マニュアルに基づき、保険募集管理などの法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

(4) 証券会社等検査

証券会社については、前事務年度に引き続き、資産内容の

健全性、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性について、重点的に確認する。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努める。

検査基本計画

1. 金融機関検査の実施予定数（参考：前検査事務年度実績）

銀行	50行	59
信用金庫	75金庫	244
信用組合	255組合	7
計	380行（金庫・組合）	310

2. 保険会社検査の実施予定数

保険会社	10社	23
------	-----	----

3. 証券会社等検査の実施予定数

証券会社	45社	84
証券投資信託	5社	4
委託会社		
投資顧問業者	20社	32
計	70社	120

（注）上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

4 - 3 金融庁長官の行う金融機関等の検査に係る平成12検査事務年度検査基本方針等に関する監視委員会の提言

4 - 2 の検査基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成12年7月28日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画について

1 . 基本認識

平成10年6月の発足以来、金融監督庁は、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指し、信用秩序の維持等を図ってきたところであるが、今後のいわゆるペイオフの解禁等を控え、一層の金融システムの安定性の確立が必要である。

こうした中、本年7月1日に金融庁が発足し、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなったことを踏まえ、貴職の検査が、当委員会及び監督部局等とのより一層の緊密な連携を図り、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、機動的かつ総合的な政策の遂行につながるよう期待する。

今般、貴職の示された平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画は、現下の我が国金融システムを取り巻く状況を踏まえた適切なものと考えるが、特に以下の諸点に配意してその実施に当たられたい。

2 . 特に配意することが望ましい事項

(1) 公正で透明性の高い検査の実施

証券検査マニュアル等の策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応した検査マニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上を図るとともに、立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分議論を尽くすことや、意見申出制度を本格的に実施することは国民に対するアカウンタビリティを高める観点から重要であると考えます。なお、証券検査マニュアルについては、当委員会としても、証券取引の公正の確保の観点からのマニュアルも併せて必要であると考えており、貴職と当委員会が協調して策定することが肝要である。

また、検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、検査の質的向上を図ることや、研修の充実や民間の専門家の登用、海外当局との人材交流に努めることを重点事項とされていることは適切であり、引き続き公正で透明性の高い検査の実施に万全を期されたい。

(2) 効率的で実効性の高い検査の実施

貴職がオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、効率的・機動的な検査を実施すること、及びグループ内の取引関係等を的確に把握するため、金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握に努めることを重点事項とされていることは適切である。

また、部門ごとの業務の継続性を高めることや必要に応じて専門班を編成することにより、専門性の高い深度ある検査が実施されることを期待する。

さらに、貴職と当委員会及び監督部局等とが緊密な連携を維持することについては、実効性の高い検査を確保する観点から、当委員会としてもその必要性が高いと認識している。

(3) 業態別の検査重点事項

本年４月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握のため、速やかに検査を行うことが必要であり、移管後の監督に遺漏なきよう十分な実態把握を期待する。

また、証券会社については、貴職の証券会社の資産内容の健全性、自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性についての点検は、的確な資産内容の把握に努めつつ、財務の内容が法令の要請を満たしているかという客観的な観点から行われることが重要と考える。なお、証券会社等の検査に当たっては、受検者の負担軽減及び検査効率の向上の観点から、同時検査の拡充など貴職と当委員会との連携を心掛けることが肝要である。

(4) 検査体制の整備

当委員会は、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の推進のため、検査・監視に携わる要員の充実等検査体制の整備が重要な課題であると認識しているところであるが、貴職におかれても、引き続き体制の整備に努力されたい。